

平成27年12月第5回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....

1. 開議 平成27年12月3日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番	山	田	雅	士
2番	小	澤	孝	延
3番	角		麻	子
4番	鈴	木	広	美
5番	服	部	雅	恵
6番	小	菅	耕	二
7番	小	山	栄	治
8番	木	村	利	晴
9番	桜	田	秀	雄
10番	林		修	三
11番	山	口	孝	弘
12番	小	高	良	則
13番	湯	浅	祐	徳
14番	川	上	雄	次
15番	林		政	男
16番	新	宅	雅	子
17番	京	増	藤	江
18番	丸	山	わ	き子
19番	石	井	孝	昭
20番	加	藤		弘

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市		長	北	村	新	司
副	市	長	榎	本	隆	二
総	務	部	長	武	井	義
市	民	部	長	石	川	良
経	済	環	境	部	長	麻
					生	和
					敏	

建 設 部 長	河 野 政 弘
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
財 政 課 長	江 澤 利 典
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連 絡 員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	山 本 雅 章
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	吉 田 一 郎

・連 絡 員

庶 務 課 長	勝 又 寿 雄
---------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事 務 局 長	山 本 雅 章
---------	---------

○農業委員会

・議案説明者

事 務 局 長	醍 醐 文 一
---------	---------

○監査委員会

・議案説明者

事 務 局 長	川 崎 義 之
---------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	梅 澤 孝 行

主		査	中 嶋 敏 江
主	査	補	須賀澤 勲
主	査	補	居 初 理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成27年12月3日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または、騒ぎ立てることは禁止されていますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

○鈴木広美君

おはようございます。それでは、一般質問の方に入る前に一言だけ。

今年も残りが1カ月を切りまして、今年1年ふり返りますと、国内においては自然災害において多くの方々の悲惨な状況が生まれました。また、国外に目を向けますと、ここに来まして罪のない方がテロ等の巻き添えになりまして、心よりお見舞いとお冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして、順次私の質問をさせていただきます。

質問事項1、活力ある街づくりについてですけれども、（1）の八街駅北口市について、まずはお伺いをしていきます。北口市もこの9月で2年となりまして、さまざまなイベントなどを取り入れて活気が出てきたのかなというふうにも感じられるのですが、しかし、その反面ちょっとパターン化をしてくまして、いま一つではないかということも現実的に私は感じています。そこで、①北口市の現状について、まずお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅北口の公共核施設用地を利用して駅周辺の活性化を図るために、八街商工会議所の会員など17事業所で結成し、平成25年9月8日から毎月第2日曜日を開催日とする「やちまた駅北口市」がスタートいたしました。これまでにさまざまなステージイベントなどで賑わいの創出を図り、延べ人数で約1万1千人もの来場者数がございました。

また、現時点で出店者数が20事業所とスタート当初より3事業所ほど増えているほか、本年9月には市民の方のプロデュースによる「サウンド・フェスタ イン やちまた」を開催するなど、少しずつではありますが、八街駅周辺の活性化につながっているものと考えております。

○鈴木広美君

その2年間、いろいろとイベント等で市民の方々の活性化を図るという意味で、この北口市、開催をされてきていると思うんですけども、2年たちましてこのイベント、あるいは今現在、店舗が出店がかなりされていると思うんですが、そういった中での、今、問題点みた

いなものはあるのでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

答弁いたします。

さらなる北口市の活性化を図るためには、イベント内容の充実、また出店をいたします出店数や来場者の増加が必要ではないかというふうに考えております。

○鈴木広美君

それで、次の②の方に、①の問題を踏まえていくのですけども、この北口市の②の今後の運営と計画、そういったものがどのように図られているのかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

さまざまな業種の出店者とステージイベントで八街駅周辺の活性化に努めておりますが、今後のステージイベントとしては、12月13日には昨年度から実施しておりますご当地キャラクター大集合と題し、千葉黎明高等学校生徒会マスコットキャラクター「レイジー」を始め、近隣市町等のキャラクター14体が集合しまして、北口市の賑わいの創出に努めていただく予定となっております。

また、来年は榎戸の獅子舞の演舞や八街中央中学校の吹奏楽部による演奏などを計画しているところでございます。今後も市民の皆様に着した市となるよう、実施団体でございませすやちまた未来の支援に努めるとともに、さらなる賑わいの創出に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

さまざまなイベントが、また来月、再来月というふうに取り組まれているとは思いますが、このイベントの周知が弱いような気がするのです。それにあたりまして、今後このイベントの事前周知、こういったものをどのように図っていくのかお伺いをいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

周知でございますが、広報やちまたや市のホームページを始め、月刊ぐるっと千葉などで定期的に周知しているほか、実施団体であるやちまた未来では会員が個々にPRをしているということでございます。

また、この12月13日に北口市でご当地キャラクター大集合と題しましたイベントを開催するため、各区にチラシの回覧をお願いいたしました。そのほか市内保育園、公立幼稚園や小学校の児童にチラシを配布するというふうに聞いております。

○鈴木広美君

周知の方を徹底していただいて、1人でも多くの方がこの北口市に来場いただきまして、八街市の活性化につながるようお願いいたします。

次に、この北口市のステージなんですけども、ステージ、それから電気設備なんですけども、そういったものに関して改善、あるいは今、電気関係に関してはどのようなになっているのかをお聞きをいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

ステージにつきましては、スタート当初から現在まで既存のものを使っております。北口市での使用する電源につきましては、八街駅前自転車駐輪場からコードリールを利用いたしまして使用しております。

また、新たにステージ等を作りかえということになりますと、実施団体の意見や負担能力等もございますので、今後実施団体と慎重に協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木広美君

電気の方はそういった形で引かれているということなのですが、やはりステージ、あそこの北口市、いろいろ催し物をやるにあたって私もよく見に行くのですが、やはり雨、風、そういったもので非常に利用するにあたって不備などところがあるのではないかと。できる限りステージの方を前向きに改善していくような方向をぜひお願いをしたいと思います。

次に、この北口市、いろいろと皆さん、商店街の方、いろいろされているのですが、定期的な反省会、あるいは会議等は諮られているのかお伺いをいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

定期的な会議といたしましては、年1回実施しております総会のほか、北口市の準備の際にも打ち合わせ等を実施していると聞いております。月に一度は何らかの形で打ち合わせ、会議等は行っているというふうに聞いております。

○鈴木広美君

会議が定期的に行われているということでお話がありましたが、次に、そういったところで、会議等に反省会というか会議にあたりまして、市民の方が来場したときにアンケート用紙、そういったもので市民の生の声を聞くような、アンケート用紙の今後利用についてはどのようにお考えになっているのか、お伺いをいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

来場者の意見を聞くということは、北口市の改善にもつながりますので、今後実施団体と協議をしてまいりたいというふうに思います。

○鈴木広美君

生の声を聞いて、できればそういったところで目標を作ってやっていただければなど、そういったことがまた活性化につながるのではないかと感じます。

最後に、当初北口市、今は月1回ということなのですが、将来的には今後月2回、3回、あるいは毎週というような形で、市の活性化を図るという内容がたしかあったと思うんですが、2年たちまして、今後月2回、3回というふうに増やしていくようなお考え、あるいは話し合いがあるのか、お伺いをいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

実施回数を増やすということですが、出店者の個々の考え等もございますので、今後実施団体でありますやちまた未来と慎重にこの問題について協議をしていきたいという

ふうに思います。

○鈴木広美君

今後、やはり市の活性化につながるような北口市にさせていただくことをお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

(2) のプレミアム商品券についてなんですが、今年8月10日より販売を行いました。販売方法にはいろいろと問題点がございましたが、完売になったということをお聞きしております。販売から3カ月がたちまして、そこでこの①なんですけども、商品券の利用状況について伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市プレミアム付き商品券の販売は、市内6郵便局、千葉みらい農業協同組合八街支店、八街市推奨の店「ぼっち」及び八街商工会議所で8月10日から販売を開始し、市内の消費喚起、消費拡大に努めてまいりました。

プレミアム付き商品券の利用状況でございますが、現時点で4億2千760万3千円分の商品券が使用されており、率にして82.2パーセントとなっております。なお、商品券の使用期限が来年の1月8日と迫っておりますので、広報やちまたや市のホームページで周知するほか、発行主体でございます八街商工会議所では、新聞折り込みを活用いたしまして、市民の皆様に使用期限について周知する予定と伺っております。

○鈴木広美君

非常に、利用状況、82パーセントを超えているということで、あと残り約1カ月ですから、これが100パーセントになるような形が一番の経済効果を生むというふうに理解しておりますので、周知の方をよろしく願いいたします。

そういった中で、この商店街、いろいろ大型店舗、それから小型店舗、特に小型店舗に関しましては地元の商店街の皆さんのところのご利用ということが、やはり地元にとっての一番いい利用方法ではないかと。その中で、商店街の利用率、これは大型店舗、小型店舗、もしわかれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○経済環境部長（麻生和敏君）

率でございますが、大型店が約68パーセント、金額にしまして2億9千144万7千500円、中小店が約32パーセント、1億3千615万5千500円というふうになっております。

○鈴木広美君

大型店舗68パーセント、それから小型店舗に関しまして32パーセント、約3割、これが非常に経済効果としていい形でいっているのかなというふうに感じます。また、こういったプレミアム商品券と活性化につながるようなものがございましたら、ぜひ進んで利用をしていただきたいというふうに思います。

次に、(3) のスポーツプラザについてなんですけども、本市のスポーツプラザについて

は、年間を通してさまざまなイベントやスポーツなどの大会などに利用をされておりますが、①ここ数年の利用状況について、まずお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

スポーツプラザの利用状況ですが、過去3年間の利用状況を申し上げますと、平成24年度が総件数7千738件、総利用者数が10万6千469人、平成25年度が総件数7千324件、総利用者数11万1千814人、平成26年度が総件数7千807件、総利用者数10万4千841人であります。対平成24年度比でいいますと、平成25年度が件数で5.4パーセントの減、人数で5パーセントの増、平成26年度が件数で0.9パーセントの増、人数で1.5パーセントの減となっております。

○鈴木広美君

年間を通してかなりの方がやはりスポーツプラザを利用されていると。やはり健康とかそういうものに加味したものであるのかなというふうに感じますが、このスポーツプラザの予約等を取るときに、あるいはまた利用するときにいろいろとさまざまな声が出ているのかと思いますが、そういった中で問題点とかはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○教育委員会教育次長（吉田一郎君）

予約時や利用時におきまして、特に問題となる点はないものと考えております。毎月1日に2カ月先までの予約が可能ですので、午前6時の開門、午前7時から先着順にて整理券の配付、午前8時半から受付開始というふうな感じで対応してございます。

○鈴木広美君

そういった予約する等の配慮も大分されているということで、今後もっと利用率が上がるような形で事故のないような方向でお願いをしたいと思います。

次に、そのスポーツプラザの中にトレーニングジムがあるのですが、これは②に入りますけれども、トレーニングジムについての利用状況がどのようになっているのかお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

トレーニング室の利用状況ですが、先ほどと同様に過去3年間の利用状況を申し上げますと、平成24年度が総利用者数603人、平成25年度が784人、平成26年度が総利用者数854人であります。対24年度比でいいますと、平成25年度が30パーセントの増、平成26年度が41.6パーセントの増となっており、スポーツプラザ全体の利用者数から見れば少数ですが、年々利用者数は増加傾向にあります。

トレーニング器具につきましては、現在13種類ですが、竣工当時に導入したものが大半を占めております。今後利用状況やトレーニング器具などの施設の要望を踏まえながら、器具の入れかえなど施設整備につきましては検討してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

24年から徐々に利用されている方が多いと。しかしながら、マシンの種類、あるいは数ですとか故障、そういったものに関してできるだけ対応していただきたいなというふうに思います。

また、以前お伺いした時に、たしかトレーニングジムの中で、トレーニング教室、トレーナーさんというかインストラクターの方が来まして教室をたしか設けたことがあったと思うんです。今現在はそういったことはされているのかどうかお伺いをいたします。

○教育委員会教育次長（吉田一郎君）

現在、13種類17台を保有しておりまして、毎年度点検を実施しておりますことから、故障等で動かないものはございません。

先ほどの教室ですけれども、平成21年度にフィットネス教室、平成22年度から平成24年度までにスポーツ推進員を講師としたトレーニング室無料開放授業を開催しておりましたけれども、参加申込者数が少ないということなどの理由によりまして、現在開催はしておりません。

○鈴木広美君

今そういった教室はされていないということなんですけど、年々利用者も増えてきておりますし、事故等、あるいは整ったトレーニング等を指導していくような、あるいはそういった教室を開いてあげると、またより一層増えるのかなという気もいたしますので、今後できることがあれば、そういったことをまた取り入れてやっていただきたいなというふうに考えております。

また、ジムに関してなんですけども、非常に手狭な場所というんですか、非常に狭い空間でやっているように見受けられるのですが、今後のジムの移転とか、あるいは専用の施設づくり等、そういったものの計画等があるのかどうかお伺いいたします。

○教育委員会教育次長（吉田一郎君）

今のスポーツプラザの状況ですと、拡大とか移転とかというものは考えてはございません。また、トレーニングジム機器の方ですけれども、教育長答弁がございましたように年式が古くなってきておりますので、これにつきましては、更新を優先的に考えていきたいと、このように考えております。

○鈴木広美君

やはり健康がいろいろと取り沙汰されるような中で、いろいろ予算等のこともあるかとは思いますが、今後そういった機会があれば、そういったジムをきちんとして、隣の市にはなりますけれども、非常にすばらしい設備を持ったトレーニングのする場所があります。八街の方からもかなりそちらの方に行かれている方もいらっしゃいますので、そういった方を地元の中でそういったジム、トレーニングができるような形を将来的にはお願いしたいなということをお願いしておきます。

それでは、質問事項の2なんですけども、安心・安全な街づくりということで、（1）空き家問題についてなんですけど、全国で年々増えている空き家、また八街市においても増えて

いるのではないかと思います。また、この空き家に関しましては、年々老朽化が進み、地域の環境や安全面などに大きな影響があると問題になっております。

しかしながら、むやみに空き家等に立ち入ることもできません。これは、やはり法の壁というものがあるのではないかと。そういった中で、国の方では空き家に関する特別措置法案を作り、今年の5月より実施をされているものと認識をしております。これに伴い、以前より立ち入りができるようになったのではないかと、そういった部分も考えられます。

そこで、本市で、①なんですけども、この特別措置法案をどのように受けとめて考えられているのか、まずはお聞きをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法は、全国的な空き家増加に伴い、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進することを目的として本年5月に全面施行されました。

なお、特別措置法では、空き家等が保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空き家等を特定空き家と定め、1点目として、必要な限度において職員が空き家等と認められる場所に立ち入って調査することが可能となったこと。2点目といたしまして、空き家等の所有者に対し必要な措置を講じるよう助言、指導、勧告、命令を行うこと、さらには行政代執行の措置ができること。3点目として、空き家等の所有者の特定のため、固定資産税の情報を内部利用することが可能となったこと。4点目といたしまして、空き家等及び空き家等の跡地の活用を促進を図ること。5点目として、空き家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策計画を定めることができること。さらに、当該計画の作成並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることなどが規定されております。

○鈴木広美君

非常に、今度は危険度の高いものに関しましては特定空き家という項目に入り、手順を踏んで行政等が立ち入ることができるようになったというふうに簡単に私の方で理解をしているんですけども、適用になる条件は今、市長答弁の中に随分ございました。この措置法が、今度は実施される、要するに本市の手順です。例えば、調査した後にはどのような手順を踏んで代執行までの形がいくのか、その辺がもう少し聞きたいのですが、よろしく願いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

答弁いたします。

特別措置法の中のいわゆる特定空き家、ご質問でございますけれども、このものに対して、

その所有者に対しまして空き家等の除却、修繕、立木の伐採、そのほか周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう助言、または指導を行います。次に、状態が改善されないと定められるときには、再度必要な措置を取るよう勧告を行います。次に、正当な理由がなく、その勧告にかかる措置を取らなかった場合には、勧告にかかる措置を取ることを命じることができます。命令を行う場合には、あらかじめ措置を命じようとする者に対しまして当該措置及び事由を記載した通知書を交付いたしまして、その方の自己に有利な証拠を提出する機会もございます。

また、通知書の交付を受けた方は、市町村長に対しまして公開による意見の聴取を行うことを請求することもできます。市町村長は、聴取の請求があった場合にはその方に対しまして公開による意見の聴取を行います。その場合は、命じようとする措置及び意見の聴取の期日、場所等をその方に対しまして通知を行うとともに公告も行います。また、意見聴取に際しましては証人を出席させ、自己に有利な証拠を提出することができます。

次に、命令を行った場合、その方が措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、または執行しても命じた期間までに完了する見込みがない場合には、行政代執行の法の定めるところに従いまして代執行を行うこともできます。

また、必要な措置を命じようとする場合において助言、もしくは指導、または勧告が行われるべきものを知ることができないため、命令を行うことができない場合には、市町村はその者の負担に応じて代執行を行い、またはその者もしくは委任した者に行わせることもできます。この場合には、相当の期間を定め、その措置を行うべき旨及び期間までにその措置を行わないときには、市町村長その者、もしくは委任した者がその土地を行うべき措置をあらかじめ公告することとなっております。このように、措置の行いについては慎重な段取りを踏むことが必要となっております。

○鈴木広美君

さまざまな手順を踏まれるということで、そういった措置法案なんですけども、やはり個人の財産等のこともありますので十分な配慮、あるいはまた調査をして行っていただければなというふうに思います。

そして、八街市においては、地方創生の予算で空き家についての実態調査を行うことになっているかと思うんですが、その中で②の方に移りますけども、空き家に対する実態調査はいつ頃からいつ頃まで行うのかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市は、9月から地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用いたしまして、空き家等の実態調査を実施しております。

調査は、現在、委託調査員が現地において空き家等と思われる建築物の確認作業を実施しておりまして、その後は利活用を目的とする建築物と特定空き家と考えられる建築物の仕分け作業を行います。利活用可能な建築物につきましては、所有者に対する意向調査アンケー

トを実施します。アンケート結果を受けて空き家バンク掲載候補の抽出と掲載物件の絞り込み等を行う予定でございます。

○鈴木広美君

実態調査が今行われているということなんですけども、この実態調査に市の職員の方は携わっておられるのかどうか、お聞きをいたします。

○建設部長（河野政弘君）

今回の調査につきましては、委託により実施しておりまして、原則職員の立ち合いは行っておりません。

○鈴木広美君

市の職員が立ち会っていないくて、また、これは委託業者さんに調査の委託をしているということなんですけども、この委託業者はどちらの業者なのか、お願いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

委託業者につきましては、株式会社ゼンリン千葉営業所でございます。ちなみに、委託の料金は税込で680万4千円となっております。

○鈴木広美君

これは私の考えなんですけども、この委託業者にお願いをするということもいいのですが、この実態調査を行うにあたって地域、要するに市民、あるいは行政区というものがあるのですけども、そういったところに協力を求めるというようなお考えはなかったのかお伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

今回の調査につきましては、まずは八街市内に存在する空き家等につきまして、状態も含めた全体的な把握を目的として実施したものであります。法にも定めがありますが、空き家等に関するデータベース、いわゆるそういう整備を行いたいということで行っております。こうした空き家等に関する調査を通じまして、空き家等に関する正確な情報を把握する1つとして、今後の対応及び政策に役立てることができると考えております。

今回、今質問がございましたけれども、職員、あるいはその地域の方々、そういう方の協力ということなんですけれども、先ほども答弁いたしましたように、法の適用にあたりましては慎重な対応が必要と考えております。市民の方ですとか行政区と連携を行っていくということは非常に大切なことというふうに考えておりますけれども、今後の対応の中で、また協力をお願いすることがあるかと考えております。

○鈴木広美君

この実態調査が今データベース等の関係があって、また慎重にというお話の中で、やはり市民とかそういう方との行政の距離感を縮めることによって、また1つの協働な街づくりにつながるのではないかと、私はそう考えているのですけども、この実態調査が今度終了しました。じゃあ、その後の計画、あるいはどういった仕分けをして使えるものはどのような形を取り入れて考えられているのか、お聞きをいたします。

○総務部長（武井義行君）

現在、空き家の実態調査を行っておりまして、今年度中にある程度結果が出てくるという状況でございます。今回の空き家の調査に伴いまして、空き家の抽出ですとか分類作業等を並行して行っておりまして、また所有者に対しましてアンケートを実施する予定でございます。所有者の意向にもよるのですが、空き家バンクへ登録、それからリフォーム工事の補助金の活用等を案内いたしまして、空き家バンクの利用促進につながるよう努めてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

実態調査終了後、空き家バンク等、そういった形の利用を考えていると。ここでは1つ私が提案したいのが、2020年東京オリンピック、またその前にワールドカップのラグビー、また日本が今、かなり海外の方から旅行されている方が年々増えていると。そういった中で、八街市、成田空港にも近く酒々井のアウトレットにも近い、あるいは浦安のディズニーランド、都心にも近いということを考えて、ただし八街に宿泊施設というものがあまりないように見受けられるのですけども、この実態調査が終わった後、空き家バンクも1つなんですけど、今、大体日本の中でも話があるのですけども、民泊を取り入れている自治体も今増えてきていると。ただし、まだ民泊を取り入れるにあたっての法的な整備がまだ完全ではないということで、今それはまた国の方も整備をして宿泊施設、海外から来られる方の宿泊施設、低料金でということで今整備をされていると思うのですけども、八街もこの調査終了後、使えるものは空き家バンク以外にこの民泊、そして八街外からの経済収入というんですか、これは地方創生の中で、やはり項目として民泊の取り入れというのはたしか理解されているはずなので、そういったところのお考えはお持ちなのかお伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

最近、日本への外国からの訪問客が大変増えている状況でございます。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、この開催に向けて、さらに訪問者が増えるのではないかというふうに予測しておりますけれども、宿泊場所の憶測というのは、これは国の方でもかなり懸念しているということで、今年6月30日の閣議決定では民泊サービスについて、これについて検討開始することが盛り込まれたということです。来年度中にはある程度結論を出すということでありますので、私ども、その結論を受けた中で検討してまいりたいと考えております。

ただ、この民泊というものは、いろいろ現在問題もございます。これは旅館業法の許可の問題ですとか、また土地利用規制に違反がある場合もある。それとか税金の関係ですとか、安全、衛生上の問題、それから周辺に住んでいる住民の方の理解、そういったもろもろなことを解決しなければ進められない問題ではございますけれども、やはり市にとっても経済効果が大変大きい。特に外国から来られる方は、観光地をめぐるというよりも、日本のいろいろな習慣ですとかその土地の風土に触れてみたいという方もかなりいらっしゃるということで、あえてそういうところを宿泊地に選んでいるという方もいらっしゃるということです。

で、八街市などはまさにそれに合っているのかなと思っております。そういうことも含めまして経済効果を期待しまして、国の動向を踏まえて積極的に検討してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

前向きな答弁をいただきました。ただし、まだ法的な部分でいろいろ問題もあります。また、地域の絡み合いの中での問題も多数あるかと思います。そういったものを踏まえて、ぜひあと4年、5年とまだあるかと思うので、そういったところを十分に調査して、そういった経済効果につながるような計画をできることであればお願いをしていきたいというふうに思います。

また、この特別措置法や実態調査、地方創生などのそういったさまざまなものを踏まえて③になるのですが、やはりそういった国の法律とか内容が徐々にでき上がってきております。そこで、八街市において、いずれはこれは作っていかなくちゃいけないだろうなど。この空き家条例について、市の方としてはどのようにお考えがあるのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市は、現在実施しております空き家等の実態調査により、建築物の所在、件数、状態等を把握した上で、特別措置法に基づき、まずは協議会の設置、さらには対策計画の策定、条例の策定について検討してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

この空き家条例、もうさまざまな、各地方でも取り入れられてきているということですので、本市においても、または民泊等も含めて民泊条例というものも条例の中で可決しているところもありますので、そういったものも踏まえて早い段階でお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、（2）中央グラウンドについてなんですけども、今、中央グラウンドの照明が6基設置されております。そのうち2基については、3年ほどぐらい前に塗装ないし修理がされて大変見ばえもよくなっているのですが、この①になりますが、このグラウンドの残りの4基については塗装、あるいは修理等はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○教育長（加曽利佳信君）

答弁いたします。

中央グラウンドの照明につきましては、平成元年に設置し、26年が経過しております。平成23年度に照明施設の老朽化に伴う塗装を全6塔中2塔に実施し、3カ年で全6塔の塗装を完了する計画でありました。

しかし、平成23年度に実施した照明設備の保守点検業務において、灯具及び安定器の腐食による落下の危険性が見つかったことから、施設利用者の安全を最優先し、この修繕を平成24年度と平成25年度の2カ年で実施したことに伴い、塗装工事を先送りいたしました。

社会体育施設の利用者の安全を最優先と考えていることから、他の施設状況などを考慮しながら残りの4塔の塗装工事を実施してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

当初6基やるということでしたが、残りの4基に関しましては安全性を一番重視して、先にそちらの修繕を行ったということです、これは仕方ない話なのかなと。

また、塗装といわれるのですが、今聞いたところによりますと、あの照明のさびは本来であるとかデザイン的なもので、そういうさびが出て強度が強まるというふうにお伺いをしているのですけども、その辺は間違いないでしょうか。

○教育委員会教育次長（吉田一郎君）

そのようにと考えております。

○鈴木広美君

そういったことで、ただ外観的なもので景觀がやはりちょっと損なわれているというような観点から塗装をされたのではないかというふうには理解するのですけども。また、グラウンドのJ A側、農協さん側の方の踏み切りの方からグラウンドの方を見ますと、かなり空きスペースが非常に多く見られるのです、グラウンドの高い位置で。そういった空きスペースを使つての、あそこに貸し看板の利用というのは考えられないのか、お伺いをいたします。

○教育委員会教育次長（吉田一郎君）

ご質問のスペースにつきましては、現在防風目的で樹木が植え込まれております。樹木の幹や枝等がグラウンド内や道路側にはみ出てくることもありまして、今後、順次伐採等を実施し、そこにできました空きスペースの有効活用を図っていくことは考えております。

○鈴木広美君

その防風のところを伐採して、そのあいたところに将来的にはということで、そういった貸し看板等に関しましては、また新たな財源ともなりますので、やはり有効に使っていただければというふうに思います。

それでは、次、（3）なんですけども、マイナンバー制度についてお伺いをするのですが、このマイナンバーとは、日本国内の全住民に通知される一人ひとりが異なる12桁の番号であり、個人が特定されないように住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられています。また、各機関が管理する個人情報、同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤となり、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、さまざまなメリットをもたらすというふうに理解をしております。また、その中で、公正・公平な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化などが主な目的であり、社会保障の手続、税務関係の手続、災害対策などが主な利用であると認識をしております。

しかし、その反面、個人での管理面、情報漏えい、あるいは詐欺利用、あるいはまた、なりすましなどの不安があるのも事実であると考えています。そういった中で、今年の10月より全国各地で通知カードの配送が始まりました。本市では、たしか11月9日より配送がされたとお伺いをしておりますけども、その中で①配達、配送のトラブルなどは現段階でど

ういった形になっているのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことに伴い、八街市におきましても11月9日から各家庭に通知カードの発送が始まりましたが、配達による苦情、誤配送などのトラブルは今のところ確認しておりません。

現在、宛所に尋ねあたらないものや不在により郵便局の保管期間が経過したものが市に返戻されておりますので、市民の皆様に確実に受け取っていただけるよう、慎重に交付事務を行ってまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

今、テレビ等でも報道されておりますけども、誤配送、そういったものに関しては今のところはないということで、ただし、これは本人、あるいはその世帯主と家族の方に直接渡すというのが原則、基本になっています。それがない場合は、郵便局の方で、たしか1週間ほど期間を置いて保管されているものと認識しているのですが、市の方に返送されてきたものは現段階で何枚ぐらいあるのかお伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

本市では、先ほどお話がございましたように、11月9日から各家庭に個人番号通知カードの発送が始まりましたが、宛所に尋ねあたらない、あるいは不在によりまして郵便局での保管期間1週間が経過したということで、返戻されてきたものの数でございますが、12月1日現在で2千427通でございます。そのうち窓口を受領しにきていただけた方、その数が247通でございます。

○鈴木広美君

12月1日現在で2千427通と、その中で窓口に来られた方が247通、窓口に取りにこられていると。この返送されてきた通知カードなんですけども、今後どういった形でまた再通知というか、窓口に来ていただいてお渡しするような伝達方法、あるいはどういった対応をされるのかお伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

窓口においでになっていただいた方に対しましては、随時本人確認をいたしましてお渡ししているところでございます。それ以外の方は、住所移動等を調査した上で、転送可能な普通郵便で来庁を促す文書を発送する予定でございます。

○鈴木広美君

やはり大事なマイナンバー通知カードでございますので、極力ミスのないように、またトラブルのないような対応をしていただきたいなというふうに思います。

それで、これ、実際年内に八街においては、市民全員にお渡しができるのかどうか、その辺はまた残ったものに関しての保管についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

返戻の件数が多いということで、さまざまなご事情により市役所に取りにこられない方、そういう方もいらっしゃるため、年内中に市民全員にお渡しするというのは、現状では大変厳しい状況であるというふうに考えております。

また、お渡しできない通知カードにつきましては、最低3カ月以上鍵のかかる部屋に保管いたしたいというふうに考えております。

○鈴木広美君

最低3カ月以上ということですので、そういったものもできる限り周知を促して、極力窓口等に取りにきていただくような形を取っていただければなというふうに思います。

次に、②なんですけども、今現在このマイナンバー、どのような相談が多くきているのかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、窓口及び電話での相談で多いのが、通知カードの送付状況と「個人番号カードは必ず作らなければならないのですか」といった問い合わせでございます。

通知カードの送付状況につきましては、市役所に返戻されているかを返戻管理簿により確認いたしまして、返戻されていない場合には、インターネット上での郵便追跡サービスで検索し、お答えしております。

また、個人番号カードにつきましては、ご本人の申請に基づいて保有していただくことになるので、交付申請を強制するものではありませんが、公的身分証明書として利用できたり、ICチップに記録される電子証明書を用いて確定申告なども行えますとご説明しております。特にご高齢の方にはわかりやすい説明を心がけまして、マイナンバー制度の理解を深めていただきたいと考えております。

○鈴木広美君

そういった中で素朴な疑問なんですけども、このマイナンバー、いろいろと、DVの方や、あるいは住所を知られたくないという方もおられるのですけども、そういった方々への対応はどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、お願いいたします。

○市民部長（石川良道君）

DVや児童虐待などの被害によって避難されている方のために、住所地で通知カードの送付を受け取ることができない方、あるいは長期間にわたって医療機関や施設等に入院、入所していて住所地に誰もいないため、住所地で通知カードの送付を受け取ることができない方、こういう方に対しましては、あらかじめご本人の申請に基づきまして、現在お住まいの住所を転送先に返送することができます。

また、DV被害者など、特に居所情報の保護を厳密に行うべきと判断される場合におきましては、住所地市区町村の役所の所在地を通知カードの送付先として登録いたしまして、役所に到達した通知カードを登録対象者に送付する、あるいは役所の窓口で交付を受けることもできます。

本市におきましても、該当者と思われる方々に案内通知と申請書を送付し、周知を図ったところでございますが、その結果77件の申請がございまして、うち72件を対象者として処理いたしましたところでございます。

○鈴木広美君

非常に、個人情報のこともございますので、そういったところに関しては十分な配慮をお願いをしたいというふうに思います。

また、この番号カードなんですけども、番号カード、あるいは紛失・盗難した際、24時間365日対応のコールセンターがあるのですけども、そこに電話をした際に、普通ですと銀行カードとかそういったクレジットカードに関しては名前、生年月日、住所、そういったものでめていただくというような内容で対応するのですけども、これは電話の中で、コールセンター対応というのは、やはり名前、住所、それから年齢だけでいいのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

通知カードの紛失、あるいは盗難などの場合におきましては、最寄りの警察署に届け出た上で市役所に通知カードの紛失届を提出していただくということになります。個人番号カードの場合には、今お話がありましたように、コールセンターに電話していただくこととなりますけども、その際には個人番号がわからなくても、住所、氏名、生年月日などをおっしゃっていただいた上でカードの一時停止をするということができるというふうになっております。

○鈴木広美君

その後、多分、市役所の方の窓口に行って再交付というような手続になるのかなというふうに思います。

次に、このマイナンバーなんですけども、死亡された後、その方の番号はどのような位置付けになるのかお伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

死亡後の番号の取り扱いですけども、カード自体は失効となりますけども、番号はそのまま残るという形になります。また、亡くなられた方の番号が他の方に付せられるというようなことはございません。ご本人が亡くなられても相続税や遺族年金の手続などに個人番号が利用されることも考えられますが、現時点ではその取り扱いについての明確な通知はまだ来ておりません。

○鈴木広美君

次に、③についてなんですけども、来年の1月より実質実施されるというような形になっておりますけども、これがまた市民課の方から各担当課の窓口が移動するということになっていくと思うんですけども、その際、今考えられる範囲で問題点やそういった問題が起きた場合の対応策、そういったものは何か今ありますでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

初めに、通知カードの問題点についてでございますが、市に返戻されてきている通知カードを一日も早く市民の皆様方に確実にお渡しすることが現状の大きな課題となっております。

対策としましては、住民票の記載事項の確認・調査を行った上で、住所等の異動が確認できなかった未交付の世帯に対しまして、市役所に通知カードが返戻されている旨をお知らせする文書を転送可能な普通郵便で発送いたしまして、交付を促す予定でございます。

次に、個人番号カードの問題点についてですが、なりすまし、または確認不十分などによる第三者への誤交付等が危惧されるところでございます。

対策といたしまして、交付の際には慎重に個人番号カードの写真と交付申請者との同一性を目視で確認するとともに顔認証システムを活用いたしまして、確実に本人と識別してから交付するといった事務手続を徹底して行ってまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

まだまださまざまな問題点、あるとは思いますが、また、実際、これが来年利用されてからいろんなトラブル等が発生してくると思うんですけども、そういった中で、実際、市の職員の方々も大変苦慮されながら対応していかざるを得ないというふうに考えているんですけども、やはり市民の方は不安1つでも、あるいはトラブル1つでもなくなるように願っておりますので、そういったことも踏まえて、マイナンバーに関しましては八街市ではとにかく不安、あるいはトラブルがないんだというような形ができれば一番理想かなというふうに思います。大変だとは思いますが、そういったことのないように、また、市民の方がいろいろと制度に関して聞いてくるかと思しますので、やはり丁寧に、あるいはあとは渡し間違いがないような形をとっていただければなど。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時13分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を許します。

○小菅耕二君

誠和会の小菅耕二です。通告に従い、順次ご質問いたします。

質問事項の第1番目は、道路問題についてお伺いいたします。

日常の買い物などの交通安全確保、通園・通学の交通安全確保、緊急時の対応や避難路としての安全確保など、道路に寄せられる期待は、どのような時代であろうと基本的かつ快適

な社会生活を送る上の根本であると考えております。市当局におかれての道路整備については、重要課題と捉えた中でその整備に取り組まれていることは重々承知しているところではありますが、そこそこに見られる道路破損や通学路に漫然とはみ出た樹木の未処理問題等の解消に向けたスピーディーかつ的確な対応を望むものであります。

そこで、要旨（１）道路整備について、①傷んでいる道路の把握状況はどうか、②今後の整備、修繕計画はどうか。

要旨（２）として、道路管理について、①歩道や市道に伸びた枝葉の除去についてどのような取り組みを図っているのか、具体的にお伺いいたします。

次に、質問事項の第２番目は、安心な街づくりについてお伺いいたします。八街市における緊急時の医療体制のありようについてお伺いするものであります。

救急医療については、地区医師会の諸先生の長年のご尽力と救急搬送業務を担当される消防署関係者の昼夜をたがわない取り組みによって、その体制が市民生活の安寧を確立しているものであると感謝いたしております。昭和３８年の消防法の一部改正によって、救急搬送業務が法制化され、翌年の昭和３９年、厚生省令によって救急病院・救急診療所の告示制度が始まったと聞いております。昭和５２年の厚生省通知により、初期・二次・三次救急医療機関の整備が行われ、平成３年には救急救命士法により救急救命士制度が創設され、救急搬送体制の充実が図られてきたものであります。

平成２６年度の消防白書に見ると、救急業務の実施状況は、平成２５年中における救急車による全国の救急出動件数は、５９０万９千３６７件（対前年比１．８パーセント増）と、前年と比較して１０万６千９１２件増加し、平成１６年に５００万件を超えてから一貫して増加傾向にあり、救急車による搬送人員も一貫して増加傾向を続け、５３４万１１７人（対前年比８万９千８１５人増）であると報告されております。

なお、５９０万９千３６７件の出動のうち急病によるものは３７２万８千８０６人、構成比６３．１パーセントとのことであります。さらに、全救急出動件数５９１万２千６２３件中、救急車によるものが５９０万９千３６７件であり、消防防災ヘリコプターによる出動件数は３千２５６件と報告されております。

また、傷病程度別搬送人の状況を見ると、平成２５年中の救急車による搬送人員５３４万１１７人のうち死亡、重症及び中等症の傷病者の割合は４９．８パーセント、入院加療を必要としない軽症傷病者及び医師の診断がないものの割合は５０．２パーセントと報告されております。

一方、年齢区分別事故種別搬送人員の状況を見ると、平成２５年中の救急車による搬送人員５３４万１１７人の内訳を見ると、乳幼児が５パーセント、７歳以上１８歳未満の少年が３．８パーセント、１８歳以上６５歳未満が３６．９パーセント、６５歳以上の高齢者が５４．３パーセントと高齢者の占める割合が高まる傾向にあると報告されております。

平成１６年に全出動件数が初めて５００万を超えてから、１０年後の平成２５年の５９１万２千６２３件、８８万１千１５９件の増加でありました。特に救急搬送人員の約半数を占

める軽症と中等症の増加が著しく、救急搬送人員の約半数が、診療の結果帰宅可能な軽症患者であり、一部には不要不急の救急要請の場合があることなどが見てとれます。右肩上がり
の確実な救急需要の増加が見込まれる中で、救急医療体制の確保、充実は地域住民の安心と安全にとって重要な課題であり、救急搬送患者の半数が軽症患者である現状を見ると、この面における施策の充実を一方で図らなければならないと思っております。

そこで、要旨（１）は、ドクターヘリについてお伺いいたします。①ドクターヘリの市内での運用状況はどうか、②着陸地の問題、課題はどうか、③今後の運用についてどうか、伺います。

次に、要旨（２）は、小児救急救命対策についてお伺いいたします。①時間外の一次救急体制はどうか、また、本市等の利用状況はどうか。その利用等における課題点等を伺います。

②地区医師会の協力で、３６５日２４時間の小児救急体制が整えられていると聞いているが、その体制はどのような状況か。

次に、質問事項第３番目は、いつまでもいきいき暮らせる街づくりについてお伺いいたします。これからの高齢社会の進展の中で、いつまでも生き生きと暮らしていけるステージとして街づくりが必要と考えております。高齢者の皆さんのいつまでもの社会参加には、今までと違って参加への積極的な意味付け、価値付けがなされなければならないと考えます。例えば、余暇活動や趣味は日々の暮らしの中で生きがいづくりの入り口になりますが、心から打ち込めるか、あるいは打ち込んでいるのに単なる気晴らしや時間潰しとなり、自分の望む生き方につながらないのではないかと考えられます。

これからの高齢者は、自分の生き方や方向性を自ら選択し、決定していく自己実現を図っていくことが大切なことではないのかなと考えます。むしろ高齢者の皆さんの方が、社会参加において何らかの形で社会貢献をしていきたいという十分な心理的能力を備えており、それらの能力を社会や家族、ひいては未来の子どもたちや文化のために役立てたいと願う方が多くなっているのではないのでしょうか。

聞くとところによると、シルバー人材センターを活用して、元気な高齢者が子や孫にあたる世代の子育て支援に参加し、乳幼児の食事、就学児童の学習などの世話をし、「おじいちゃん先生」として活躍なされたり、「シニア仕事起こし」として自力で自分の仕事を創出して社会に貢献する手応えを感じながら、仲間との付き合いも楽しむという一石二鳥を地で行っている高齢者がおられるとのこと。

私たちは、仕事や趣味活動など、日常生活でさまざまなことを行う際、よりよく、より適切に、そしてより積極的な行動をしたいという願望を持つことが多いと思います。しかしながら、自分にそのように行動するだけの潜在力があると常に実感できるわけではありません。また、目先の課題や作業に取り組むことに夢中となり、ややもすると報酬や名誉のためだけに行動してしまうことが少なくないのではと思います。

また、生きるための経験から力を身につけ、それを中心にすえて生きる可能性は生涯の中では老年期に最も高まると言われております。高齢者の皆さんが身体的老化という現実を受

容しつつ、精神的には自己実現を志向し、しかも積極的に生きてゆく潜在力を持っておられ、その実現を目指す生き方をご支援することが私自身の議会人としての務めであると肝に銘じております。

一方、自分はまだ元気だから介護予防なんて必要ないと思われる高齢者の皆さんも多くお見かけします。介護予防に取り組むことで心身の過度の老化を防ぎ、自分でできることの範囲を広げていくことができます。いつまでも自立して、いきいきと暮らしていくために、元気なうちから介護予防に取り組むべきではないのかと考えております。介護予防には、運動機能（体力筋力）のアップ、②栄養状態の改善、口の健康力アップ、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防などの中心的なプログラムがあります。今回は、特に認知症予防についてお伺いするところであります。

認知症予防には、身近でできる有酸素運動や地域活動への参加など、脳によい刺激を与える生活習慣を確立することにあります。また、認知症は早期発見、早期治療が大切でありますので、地域コミュニティの確立を目指すものとして、家族のみならず、少なくとも向こう3軒、両隣の身近なコミュニティにおいて、高齢者の気になる兆候があれば早期にかかりつけ医などに相談するよう進言するなどのおせっかいを進めることも必要ではないかと考えております。

そこで、要旨（１）は、シルバー人材センターについてお伺いいたします。①登録者数等の推移はどうか、②依頼状況はどうか、③職種の多様化についてお伺いいたします。

次に、要旨（２）高齢者の状況等についてお伺いいたします。①本市の高齢化の推移はどうか、②認知症対応への本市の取り組み状況はどうかお伺いいたします。

以上で、１回目の質問を終わります。具体的かつ明快なる答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項１、道路問題について答弁いたします。

（１）①ですが、市内の認定路線につきましては、１千１４１路線、総延長として約４９６キロメートルでございます。傷んでいる道路の把握につきましては、職員による道路パトロールや市民の方々や通行者の方々からの通報、各区長を通じての要望などによりまして状況を把握しております。なお、早急な道路補修などが必要になった場合は、直営作業並びに維持工事として発注し対応しております。今後も道路パトロールを強化し、安全な通行ができるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、整備状況でございますが、平成２５年度に認定路線のうち７５路線の約１０８キロメートルの路面性状調査を実施し、道路のたわみや傷み等の状況を調査した結果を踏まえまして、国の社会資本整備総合交付金を活用し、整備を実施しております。進捗状況につきましては、平成２５年度と平成２６年度で１級市道を約５．３キロメートル、２級市道を約３．２キロメートル、その他市道約５．１キロメートルを整備し、総延長としては約１３．６キロメートルを既に整備いたしました。

また、平成２７年度におきましては、市道１１６号線や市道２１０号線、市道一区１号線

を含む8路線で約2キロメートルを実施する予定でございます。今後の整備・修繕計画といたしましては、引き続き1、2級市道を優先に整備を実施するとともに、その他の市道につきましても、定期的な現地点検や補修などを行いまして、道路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)①ですが、市では市道の安全な通行を確保するため、歩道や車道に伸びた枝葉の除去等につきましては、市民からの通報や職員が道路パトロール等で発見した場合は、地権者の調査を行い、市内の地権者は直接訪問し、伐採を依頼しているところでございます。また、市外の地権者の場合は郵送等で通知し、早期の伐採を依頼しております。なお、伐採の実行日を確認することで、確実に実行していただけるよう工夫しております。

国県道の場合につきましては、関係機関へ連絡し、迅速な対応をお願いしているところでございます。今後も引き続き、安全な通行が確保できるよう道路管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、安心な街づくりについて答弁いたします。

(1)①、②、③につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

本市のドクターヘリ臨時離着陸場は、民間施設を含めて現在20カ所でございます。過去3カ年の八街市内でのドクターヘリ要請状況としましては、平成24年は87件、平成25年、26年は67件となっております。ドクターヘリの着陸時においては、先着する消防隊が到着現場の安全を確保し、風圧への対応として周囲の建物の窓を閉め、洗濯物等は一時撤去してもらえるように広報を行いまして、水槽付きポンプ車により砂じん等を防ぐため、放水作業を行っております。

消防組合ではこのような取り組みを行っておりますが、風圧による影響は完全に防ぐことができず、砂じんによる苦情等も寄せられていることから、現在、東京都八街学園及び八街中学校では着陸を見合わせているほか、苦情の多い場所につきましても着陸を控えている状況でございます。

ドクターヘリの利用により、迅速な救急救命対応を可能とするためにも、離着陸場の確保はとても重要と考えておりますので、離着陸場となる施設を利用している方や近隣住民の方々にドクターヘリの運用に関しましてご理解とご協力を得られるよう努めているところでございます。

次に、(2)①、②につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

本市における時間外の小児一次救急体制でございますが、印旛管内の小児救急医療を目的とし、佐倉市内に開設されている印旛市郡小児初期急病診療所の初期救急医療の運営に八街市も参加し、市民がいつでも医療を受けられる体制を整えています。

小児初期急病診療所の本年4月から9月までの患者数は5千274人で、そのうち本市からは595の方が受診されております。小児初期急病診療所の課題としましては、勤務医師が不足していることから、印旛市郡医師会からの協力依頼によりまして、本市でも小児科のある6カ所の医療機関のうち3カ所の医療機関が小児救急に参加しております。

また、第二次救急医療体制として、成田赤十字病院をはじめとする4つの医療機関が24時間体制で救急患者を受け入れる体制をとっており、救急医療体制の整備が図られています。今後も市民の生命と健康が守られるよう周辺市町と協力いたしまして、広域的な対応を進め、市民が安心して暮らせる地域医療体制を確保していきたいと考えております。

次に、質問事項3、いつまでもいきいき暮らせる街づくりについて答弁いたします。

(1) ①、②、③は、関連しておりますので一括して答弁いたします。

本市のシルバー人材センターは、平成24年から公益社団法人に移行し、市民の公益を目指した事業を進めるとともに、適正な経営が求められております。ご質問の登録者数を申し上げますと、平成24年度が318人、平成25年度が311人、平成26年度が309人でございます。

次に、依頼状況でございますが、受注件数を申し上げますと、平成24年度が公共26件、民間1千528件の合計1千554件、平成25年度が公共27件、民間1千773件の合計1千800件、平成26年度が公共28件、民間1千660件の合計1千688件であります。

次に、受注額でございますが、平成24年度が1億2千252万4千860円、平成25年度が1億2千949万6千93円、平成26年度が1億3千57万1千961円であります。また、シルバー人材センターの職種といたしましては、大工工事や植木の手入れ、ふすま、障子、網戸の張りかえなど、高齢者にふさわしい臨時的かつ短期的な、または軽易な仕事を引き受けております。

シルバー人材センターにつきましては、高齢者が働くことを通じまして生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織でありまして、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、高齢者の就業機会の確保のため必要な処置を講ずるよう努めることが国及び自治体の責務として位置付けされていることから、本市といたしましても引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、(2) ①ですが、本市の65歳以上の高齢者人口と高齢化率の推移については次のとおりでございます。

平成23年3月末現在の高齢者人口は1万4千568人で、高齢化率は19.1パーセントです。平成24年3月末現在の高齢者人口は1万5千221人で、高齢化率20.2パーセントです。平成25年3月末現在の高齢者人口は1万6千165人で、高齢化率が21.7パーセントです。平成26年3月末現在の高齢者人口は1万7千93人で、高齢化率23.1パーセントです。平成27年3月末現在の高齢者人口は1万8千9人で、高齢化率は24.6パーセントです。

なお、平成27年9月末現在の高齢者人口は1万8千356人で、高齢化率は25.2パーセントとなり、市民の4人に1人が高齢者となっております。

次に、(2) ②ですが、超高齢社会となった現在におきまして、認知症対策は重要課題の1つであり、認知症の人やその家族への支援が求められております。本市が行っている認知

症対策の取り組み状況でございますが、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族の応援者になっていただくため、市民、各種団体、一般企業、学生等に対し、年に数回、認知症サポーター養成講座を実施しているほか、本年2月には認知症サポート医による認知症の普及啓発のための講演会を、8月には認知症高齢者等を抱える家族交流会を開催いたしました。

施設面では、要支援2以上の認定を受けた認知症の方が、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住みなれた環境での生活を継続できるようにするグループホームが市内に6カ所あり、平成27年10月末現在の利用状況は、合計定員63人のところ57人が入所しており、利用率は90.5パーセントとなっております。

今後も、認知症になっても安心して暮らし続ける街づくりのため、認知症に関する講演会や家族交流会、認知症サポーター養成講座などを通じまして、市民に対しまして認知症についての理解促進を図ってまいりたいと考えております。

○小菅耕二君

ご答弁ありがとうございました。何点か再質問させていただきます。

初めに、道路整備については、国の資本整備交付金を利用して整備を実施されていると聞いております。道路整備については安全で快適な道路整備を引き続きお願いするところであり、(2)の道路管理についてなんですけれども、歩道や車道に伸びた枝葉の除去、この件についてですが、市道については地権者にやっていただくということで対処されているわけなんですけれども、国県道の場合、歩道や車道に伸びた枝葉の除去にして、頼んでからどの程度の時間がかかっているのかお伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

国県道に伸びた枝葉の除去ということでありまして、これらにつきましては、市民の方々や通行者の方から通報を受けまして、各、道路管理者に所有者の調査並びに現況写真等を提出いたしまして早急な対応をお願いしているところでございます。国県道につきましては、道路用地内の簡易的な伐採については県の直営作業により撤去を行っていただいておりますけれども、高木等になりますと直営できないということになりまして、委託が必要になりまして、その委託による作業で1カ月あるいは2カ月程度の時間がかかっているというふうに伺っております。中でも、市の職員でも、もし対応できるようなものがあれば直営という形でも対応もしてございます。

○小菅耕二君

1カ月から2カ月程度かかるということですが、春から夏にかけて枝葉はかなり伸びてまいります。日数がかかると通学路などでは子どもたちがそれをよけて車道の方に出て通行する、また、雨などの場合は傘も差しており、枝も道路の方に覆いかぶさるような状態の場合もございます。大変危険ですので、できるだけ早く対応されるようお願いいたします。

次に、ドクターヘリについて伺います。着陸場を提供する側、例えば学校側として、もし救急隊の方から要請があった場合、どのような体制でやっているのか、そのあたりを伺いし

たいと思います。

○総務部長（武井義行君）

現在、ドクターヘリの離着陸場として20カ所指定させていただいて利用させていただいております。実際の運用にあたりましては、施設を管理する方に事前に連絡を入れたりしているわけなんですけども、管理者がいないグラウンド等がございますが、そういったものに関しましては先に到着する消防隊が安全確保をどうするか、そういったことを行っております。また、施設管理者がいる場合につきましては、施設管理者の方に事前に連絡をしまして、学校等におきましてはグラウンドを使用している生徒たちの移動ですとか、そういったものを事前にさせていただくような形でお願いしているところでございます。

○小菅耕二君

先ほどの答弁で東京都八街学園とあと八街中学校のグラウンドが今使っていないという状況と説明がありましたけども、JRから見て北側、いわゆる市役所側、そこに着陸場がない状況、いわゆる市街地の中でない状況が今、現在なんですけども、市営グラウンドの開放というのは考えられないか伺います。

○総務部長（武井義行君）

今、議員からお話ございましたように、東京都八街学園と八街中学校、これにつきましては近隣の方からの砂じん等による苦情等もございまして、また学園、学校側からの申し出もございまして、今、使用を中止しているところでございます。

それで、今、お話にありました中央グラウンドにつきましては、現在、消防組合におきまして運行機関等に意見を聞きながら、今、調査を進めているところでございます。今後につきましては、市と消防組合において調整を行いまして、千葉県ドクターヘリ運営協議会、こちらの方へ必要な手続を行う予定でございます。早期利用が可能になるように、市としても務めてまいりたいと考えております。

○小菅耕二君

ぜひよろしくお願いいたします。また、中央グラウンドのヘリコプターの着陸に関して、近隣住民の苦情などもまた発生するかと思いますけども、できれば土を入れかえて、土ぼこりが立たないような、または少しでも埃が出ないような対策が望めないか、そのあたりも考えながら進めていただければと思っております。ぜひお願いいたします。

次に、小児救急医療体制についてですけども、印旛市郡小児初期急病診療所、先に運営に八街市も参加しているということでございましたけども、その件でどのような関わり方をしているのかお伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

印旛市郡小児初期急病診療所につきましては、答弁がございましたように、印旛管内7市2町によりまして、各市町の受診者の割合から診療所の収支決算に基づいて算出した額を負担金として払っているところでございます。

ちなみに平成26年度におきましては、負担金が256万6千円でございます。その使

途でございますけども、需用費関係として医薬材料費、あるいは光熱水費、消耗品費、印刷製本費等がございます。それから、大きいところで委託料で診療業務に対する委託料、それから医療事務としての委託料の分、それから基金の賃借料等も含めて支払っているというふうな状況でございます。

○小菅耕二君

また、先ほどの答弁の中で、本市から3カ所の医療機関からその仕事に従事されているということを聞きましたけども、具体的にはどういう所か伺います。

○市民部長（石川良道君）

本市から参加していただいております医療機関3カ所につきましては、関医院、それから八街こどもクリニック、それから湯沢クリニックの3カ所でございます。

○小菅耕二君

その3カ所から医師の方が見ていただいているということで、大変ありがたく思います。印旛市郡の小児初期急病診療所のホームページを見ていましたところ、受付時間は月曜日から土曜日が19時から翌朝5時45分、日曜日、祝日は9時から16時45分、それと19時から翌朝5時45分と。それも年末年始もなくこの体制でやられているということです。お子様を持っている親御さんにとっては、大変心強い診療所の運営であるなど感謝しております。

また、関医院さん、八街こどもクリニックさん、湯沢クリニックさん、3名のお医者さんは昼間の仕事、いわゆる自分の医院の仕事が終わった後、駆け付けて見ていただいているということで、非常にありがたく思っております。ですので、市としてもどんどんバックアップしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

高齢者の状態については、昨日、角議員がいろいろと聞いておられましたので、こちらの方は再質問はございません。

以上で小菅耕二の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、小菅耕二議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、昼食のため休憩します。午後は1時10分から再開します。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。今回は、農業問題と市民のための街づくりについて質問をさせていただきます。

まず、農業・農地についてお伺いいたします。先日も林議員から質問がありましたが、ＴＰＰの大筋が決まり、あとは国会の審議を残す段階となっていますけれども、ＴＰＰが国会を通過すると日本の農業も影響が出ると思われます。本市の基幹産業である八街の農業にも影響が出てくると思われますが、①といたしまして、本市のＴＰＰの影響はどの程度かお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問１、林 政男議員に答弁したとおり、水田・畑作品目につきましては、関税撤廃が原則の中、米・麦ともに現行の国家貿易制度が概ね維持される反面、国家貿易のもとで輸入業者と実需者が直接取引ができるＳＢＳ方式による国別枠の新設、加工品・調整品の関税削減または撤廃となっております。また、関税割当が実施される落花生につきましては、枠内の関税は即時撤廃、枠外は８年目までに関税撤廃となっております。

このことによりますと、農林水産省の見解を本市の主要品目別に見ますと、ニンジンにつきましては国内供給に占める輸入の割合は約１割であり、輸入先はＴＰＰに参加していない中国からが９割を占めていることから、影響が限定的としております。しかしながら、長期的には国産ニンジンの価格の下落も予想されております。

また、落花生につきましては、国産品と輸入品の品質格差が大きく、輸入量も関税割当量の４割以下であることから、ＴＰＰによる影響は小さいとしております。

加工用トマトにつきましては、国産はトマト加工メーカーとの契約栽培で行われており、メーカー側は国内契約数量を増やしたい意向が強い状況であることや、輸入量はＴＰＰ不参加国からが７割以上であることから影響は限定的としております。しかしながら、ＴＰＰの大筋合意により、生鮮のスイカ、トマト、キュウリ、カボチャ等は３パーセントの関税が撤廃されることとなり、農林水産省が影響は限定的としているものも合わせて輸入農産物の流通量が増加することにより、価格の下落も予想されるなど影響は大きいものと考えておりますが、影響額につきましては、現段階で国、千葉県も試算はしていないことから、本市への影響額につきましても確認はできておりません。

１０月６日に公表された農林水産大臣談話では、ＴＰＰの影響に対する農林漁業者をはじめ国民の皆様の懸念と不安を払拭するとともに、農林水産物の重要品目について将来にわたって意欲のある農林漁業者の皆様が希望を持って経営に取り組めるよう、政府全体で責任を持って万全の国内対策を講じていくとされておりますので、今後行われる施策等について注視するとともに、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。ＴＰＰの影響は、私は大きいものがあると思っております。八街市の農業従事者の高齢化、また後継者不足等、このＴＰＰの影響によって農家の収入減が出てくるのではないかと思います。そうした中、農家が耕作を放棄する人が出てくることを心配するものでございます。

しかし、国も農業に対する支援をしっかりとやっていくというような考えを持たされておりますので、今回のT P Pのピンチをチャンスになるような形にするように、情報をしっかりと収集していかなければいけないと思っております。

そこで、収集のために八街市の農家の人たちがプラスとなるような情報をしっかりと提供していただけるように、市当局の方にもお願いしておきたいと思っておりますけれども、そういう情報の提供、その辺はいかがお考えかお伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

情報の収集でございますが、今後、国との施策等が出て、十分注視いたしまして、情報収集の方に努めてまいりたいというふうに考えています。

○小山栄治君

今回、機械やいろんな設備投資、そういうものに対しても国の方は農業を守っていくためにお金を出すというようなこともいわれておりますので、そういうものもしっかり情報をキャッチして、農家の人たちにその情報を伝えていただきたいと思っております。

次に、農業の雇用についてお伺いいたします。八街の農業のように畑作で面積をたくさん耕作している農家は、働き手の確保は大きな問題になっております。農家への雇用の対策は農業経営に欠かせないことと思います。

そこで伺います。②として雇用の確保の対策はどのように考えているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

雇用の確保対策でございますが、農業従事者の高齢化、あるいは後継者不足、あるいは大規模農家や規模拡大などに伴い、雇用の確保を必要としている農家に対しまして、千葉県園芸協会にあります青年農業者等育成センターにおきまして、農業の無料職業紹介所を開設しております。農業法人等で働きたい人や雇用を確保したい千葉県内の農業経営者に対して、無料の職業紹介事業を行っており、求職者と農業法人等がスムーズにマッチングできるよう園芸協会のホームページに求人情報を掲載しております。そのほかにもさまざまな農業求人サイトもあり、既に本市の農業経営者で利用されている方もいらっしゃいますので、さらに活用していただけるよう周知してまいりたいと考えております。

なお、本市のホームページからも千葉県園芸協会へ簡単にアクセスできるようにリンク付けしており、周知とあわせて情報提供にも努めてまいります。ご質問のような直接的な確保対策ではございませんが、これからの農業には機械化による合理化、作業負担の軽減がさらに求められると考えますので、農作業の効率化が図られるよう、農業用機械の整備等に対して支援してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。まず初めに、ホームページだとか求人サイトを活用してと言いますけれども、なかなかパソコンをやっている人は簡単にアクセスできると思っておりますけれども、

パソコンもない、パソコンをいじったこともない人はそういう情報というものはどういうふうにすればいいとお考えなのかをお伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

パソコンを使用できない場合の対処方法といたしましては、まずは携帯電話を活用していただきたいと思います。また、市内の方であれば、図書館の方にインターネットでの閲覧用パソコン等がありますので、これらを利用していただきたい。また、農政課においても当該ページを紙で出力しておりますので、こちらの方も利用していただきたい。また、サイトを運営している事業者なども紹介するなどして対応していきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

私はできるだけ市独自でそういうものを作っていただけのが一番いいと思いますけども、県のそういうホームページだとか求人サイトに頼っているのではなくて、基幹産業の八街ですので、八街にそういう情報ですとか紹介してくれる事業があってもいいのかなと思いますけども、そういうものを作るお考えはございますか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

今すぐにそういうところを作るということはございませんが、まずは八街市のシルバー人材センターの活用、また八街市就労支援サイト「ジョブ・ナビ・やちまた」がございまして、これらにおいて事業者が求人情報の登録をしていただきまして、これらを活用していただきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

わかりました。先ほど答弁にありましたけれども、機械化によって作業の効率を上げて負担を減らして人件費を減らすというのも1つの方法ですけれども、それには機械の設備投資がかかってお金がかかってしまうと思います。また、機会のできない作業、どうしても手作業になってしまう作業もございます。規模拡大をしようとするには、どうしても雇用は欠かすことのできないことだろうと思います。耕作放棄地を減らすには雇用の確保、これは必ずと言っていいほど付いてくることと考えますけれども、本市としての雇用の対策、その辺はどのように考えているのかお伺いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

本市の雇用の対策でございますが、国の方で青年就労給付金、また市単独での新規就農者の支援をしておりますので、これらを活用していきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

それから、先ほどの答弁の中で、農業用機械の整備等に対して支援をという答弁がありましたけれども、これはどのような支援をしていくのか具体的にお伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

農業用機械の整備等の支援でございますが、まず県単事業の新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業を活用しまして、100万円以上の農業機械の導入やパイプハウスの設置について購入金額の4分の1を補助しております。

また、来年度におきましては園芸、生産、広大支援事業として、耕作放棄地の解消面積に応じまして園芸品目の生産にかかる機械の導入について、購入金額の3分の1から3分の2の補助をする両方の整備を進めているところであります。そのほかにも、国庫事業、県単事業等もございますので、これらを活用していくところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。こういう補助事業があることをぜひ皆さんに周知をして、利用したい人は使えるような形にしていきたいと思います。

次に、耕作地を守るためには、農地バンクは欠かせない方策だろうと思います。農地中間管理事業もなかなかうまく機能していないように思えますが、八街市の耕作放棄地対策として農地バンクの取り組みは大切なことだと考えます。

そこでお伺いしたいと思います。③として、農地バンクの方策を本市はどのように進めていくのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農地中間管理事業は、農家の高齢化、相続による非農家の農地取得に伴う耕作放棄地の発生防止及び担い手農業者への農地集積のために、農地の出し手、受け手を仲介する制度でございます。農地中間管理機構である千葉県園芸協会から八街市が業務委託を受けまして、平成26年度の実績としては借受希望者に50アールの農地の貸し付けがありました。平成27年度におきましては、借受希望者13名に対して貸付希望者14名が950アールの農地貸付申込を申請しており、そのうち230アールをマッチングし、3名の農業者に貸し付けしております。

なお、マッチングが完了していない農地につきましても、農地所有者及び農業者と交渉を進めているところでございます。また、今年度、農地中間管理事業を利用して農地を貸し付けた農地所有者に対し、国の交付金を支払う八街市機構集積協力金交付要綱を制定し、出し手が農地を貸し出す機運を促すことにより、借り手農業者が希望条件に合った農地を借りることが可能となり、農地の流動化を促進できるような体制を整えているところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。平成26年度で耕作放棄地が269ヘクタールだったと思いますが、今年度はどのような数字になっているのかお伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

27年度につきましては、257ヘクタールとなっております。前年度と比べまして12ヘクタールの減ということでございます。

○小山栄治君

12ヘクタール減ったということですが、これはどのような要因で減ったのか、わかりましたらお願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

12ヘクタールの減につきましては、先ほど市長の方から答弁がありました農地中間管理機構の関係と、あと農地転用等の関係の減だと認識しております。

○小山栄治君

耕作放棄地が減るのは非常にいいことだと思いますので、そういう対策をしっかりとやっていただきたいと思います。

農地中間管理事業において、26年度が50アール、27年度が230アールということで若干増えていますけれども、農地中間管理事業の目標であります耕作放棄地の解消、これは全国でも目標額の目標の20パーセントしか達成していないというような報道もあります。この農地中間管理事業の目標であります耕作放棄地の解消、経営規模の拡大、新規参入を進めるというようなこの事業の目的がなかなかうまく進んでいないように思いますけれども、今回、最近の新聞で農地集約へ固定資産税半額にするというような農地税制改正案が出されましたけれども、農地中間管理機構に貸し付けをした場合は固定資産税を3年から5年間半減するんだというようなことだとか、耕作放棄地にかかる固定資産税を2017年から1.8倍に引き上げるというような、そういうような報道がされておりますけれども、市としてはこの事業、今後、何パーセントに八街としてはしようという目標があるのか、ありましたらお願いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

目標でございますが、一応県の方では51パーセントと出ていますが、市としては何パーセントということは、目標は立てておりません。できるだけ対象にしていきたいと思っております。

○小山栄治君

こういうものはある程度目標を持ってやった方がいいのかなと思いますので、ぜひ目標を持って、それに近付けるように努力をしていただきたいと思います。

それから、八街市機構集積協力金ということがありましたけれども、この内容とそれが何人の人にどのくらい支払われるのかお伺いしたいと思います。

○経済環境部長（麻生和敏君）

農地集約金の内容でございますが、まず農地中間管理事業により、農地を貸し付けた農地所有者に対しまして国の交付金が支払われる制度があることから、市におきましても八街市機構集積協力金交付金要綱を制定しているところでございます。

交付金の内容といたしましては、地域タイプとして市と農地プラン作成済みの地域において、担い手農業者や農地所有者が話し合って地域内の農地を中間管理機構に貸し出した場合にに応じて地域に協力分が支払われます。地域内農地の貸し付け面積が、面積の割合ごとに2割から5割以下が10アールあたり2万円、5割から8割以下が2万8千円、8割以上が3万6千円となっております。また、個人タイプの1つ目として、農業をリタイアしたり農地の相続人が機構に全農地を貸し出した場合、0.5ヘクタール以下が1戸あたり30万、0.5ヘクタール以上2ヘクタール以下が50万、2ヘクタール以上が70万円を交付する経営

転換協力金があります。また、個人タイプの2つ目として、機構が借り受けている農地を借り受け希望者の農地に隣接する農地、2筆以上まとまった農地を機構に貸し出した場合、10アールあたり2万円を交付する耕作者集積協力金があります。

なお、今年度の今回の補正で上程しておりますが、経営転換協力金が3件で150万円。耕作者集積協力金が3件で54万円があります。これらを支払う予定であります。以上です。

○小山栄治君

これは農地中間管理事業における経営転換協力金と地域集積協力金、それから耕作者集積協力金にあたるのかなと思いますけども、これを本市で八街市機構集積協力金という名前で出すのかなとも思いますけども、今回出るのは3名で、27年度の3名の230アールの分に対して出るという解釈でいいのかなと思いますけども、これは、すると0.5ヘクタールから2ヘクタール以下、1戸あたり50万という、その3名ということによろしいでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

経営転換協力金3件150万円でございますが、3件の方で1名が5千393平方メートル、もう1名の方が8千766平方メートル、もう1人が1万1千108平方メートル、この3方に対して50万ずつの交付をされるということです。

○小山栄治君

わかりました。これは26年度に50アールの人には、これは出ないのですか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

それにつきましては、市からではなく国から直接、該当者に交付されております。

○小山栄治君

既にもう支払われているということですね。

○経済環境部長（麻生和敏君）

支払われております。

○小山栄治君

ありがとうございます。それから、八街市地域耕作放棄地対策協議会において、昨年度は5ヘクタールの再生事業が行われたというような答弁を昨年聞きましたけども、今年はどのくらいの農地の再生事業が行われたのかお伺いしたいと思います。

○経済環境部長（麻生和敏君）

機構の取り組みでございますが、平成25年度においては、議員さんがおっしゃったとおり2ヘクタール、26年度は5ヘクタールの解消を行いました。今年度におきましては、一応2.6ヘクタールの再生に取り組んでおります。

○小山栄治君

今年は2.6ヘクタールということですけども、この再生事業の放棄地対策のための再生事業、これはその場所というのはどのようにして選ばれているのか、わかりましたらお願いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

特にどこの耕作放棄地という限定はございません。借りる方が一応ここを借りたいと、耕作放棄地の場所を選んでいただくということだけでございます。

○小山栄治君

ちょっとよくわからないのですけども、これは個人的にここを作るということだと、八街地域放棄対策協議会、そこに申請をするというような形になるのですか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

すみません、そのとおりです。借り手側はその対策協議会の方に申請をしていただいて、協議をしてその中で決定をするということでございます。

○小山栄治君

わかりました。ありがとうございます。

続いて、農地利用状況調査での再生不能判定、よく赤判定という言い方をしているようなんですけども、八街市においてはこの赤判定というのはどのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

お答えします。

この、いわゆる赤判定というのは、農業委員会では非農地ということで認識させていただいているのですが、これにつきましては、平成21年に国から現状をよく把握して農地でないものと農地性のあるものを識別して、そこで一度区切るという通知がございまして、その21、22年度に実態を調査し、そのうち約53.4ヘクタールが非農地、いわゆる議員さんも言われた赤判定ということで、これにつきましては、国の方からどのような判断基準かというと、その土地が森林の様体を呈している。農地に復元するための物理的な条件整理が著しく困難である土地というものでございますので、ほとんど山林のような物件についてをそのような判断をするということで実施してございます。

なお、その後、現在に至っては5年前に実施しておりまして、まだ経過が、年数が5年でございますので、調査的なものは必要としていないという中においてではありますが、ただ、随時というか逐次そのようなものの申請については法務局を通じて実態を調査し、変更するような形では少しずつではありますが、現在はそのような状況であります。

○小山栄治君

ありがとうございます。ちょっと私、よく聞こえなかったのですが、54ヘクタールでよろしいですか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

すみません、語尾がはっきり。53.4ヘクタールです。

○小山栄治君

昭和21年、22年でこの判定を行ったということで、53.4ヘクタール赤判定がされたということなんですけども、これはもともとは耕作放棄地の、今まで扱いになっていたと思い

ますけれども、それがこの判定によって耕作放棄地が５３．４ヘクタール減ったという解釈でよろしいでしょうか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

すみません、ちょっと語尾の説明。

○議長（加藤 弘君）

すみません、答弁者の方はマイクの近くで答弁をお願いします。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

昭和じゃなくて平成２１、２２年です、すみません。

これにつきましては、現状、実質上耕作放棄地でございます。そして、その後農業委員会が認定して、そして非農地扱いしまして、これは県並びに法務局の方へ連絡します。現在のところは、この所有者が実際に法務局へ申請しない限りにおいては、登記上は地目は変わりませんが、ただ、農業委員会サイドで管理して、農地台帳において非農地ですから、農地ではございませんので、この場所について農転の申請が上がっても農地法から外れますので、そのような案件として処理してございます。

○小山栄治君

わかりました。平成２１年、２２年で行ったということですが、これはそんなに変わるものではないので毎年行うものではないと思いますけども、今後いつ頃予定をしていますか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

これにつきましては、議員さんが今、言われたように、５年程度で山林になり得るようなものは発生しにくいという状況の中において、現時点ではいつ行うかということは定かではございませんが、ただ、必要性が生じた場合については実施していかなければならないというふうに考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

次に、農地を守るためには新規就農者を増やすことが基本だろうと考えます。本年、農業体験ツアーが行われましたけれども、非常に評判がよかったと聞いております。八街の農業の魅力を感じてくれ、八街に住んで農業をやりたいという人が１人でも２人でもいたら考えます。そこで、④として、新規就農者を増やす方策はどのように考えているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新規就農者を確保するため、国が実施しております青年就農給付金制度を積極的に活用しているほか、市単独の事業として、農家子弟の他産業への流出を防ぎ、就農へ導くため、親元での就農者に対しまして、新規就農者就農支援金を給付しているところでございます。

また、本定例会に補正予算を提出させていただいておりますが、地方創生先行型上乗せ交

付分であります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、農業体験インターンシップ事業を実施する予定でございます。これは、農業体験とあわせて、農業知識や地域情報等に関して、農業者との交流を図ることにより、本市での就農へ導き、新規就農者の確保を図ろうとするものでございます。

今後も、現在、実施しております事業を含めまして、さまざまな手法を用いまして、新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

今回の議案に出ておりますけれども、農業体験インターンシップ事業、こういうものを実施して、本市での就農へ導いて、新規就農者の確保を図るというような、この事業ですけれども、具体的にどのような事業内容なのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

事業内容でございますが、首都圏等の都市住民を中心に、農業に関心のある層を対象といたしまして、短期の農業体験インターンシップ事業を実施いたします。八街市の農業へ関心のある方々にアプローチを図るとともに、新規就農者、担い手の確保対策を目的としているものでございます。

実施内容といたしましては、10人を1泊2日で2日間、実施する予定でございます。その間に、地元農家との交流会もあわせて実施する予定でございます。あと、実施期間でございますが、補正の方を計上してございますので、来年1月から3月の間で実施する予定でございます。

○小山栄治君

八街に来ていただいて、1泊2日で農業体験していただくというようなことで、冬の寒いときの1月から3月ということで、来ていただく人も大変なのかなと思いますけれども。

この事業を通して八街で就農していただける方が増えれば、非常にいいのかなと思いますけれども、この事業というのは今回限りのものなのか、これからどのような形で進めていくのか、お伺いします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

この事業につきましては、来年度も予定しております。

○小山栄治君

同じように、1泊2日で20人程度のものを来年度も行うというようなことでよろしいですか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

その予定であります。

○小山栄治君

国の予算をいただいてやることですので、なかなか、人数だとか、回数を増やすというのはまた難しいかもしれませんが、できるだけ八街の農業の魅力を知っていただくため

に、こういう事業をどんどん進めていただいて、八街市での就農、また新規就農者の確保というものをしっかりと図っていただきたいと思います。

それから新規就農給付金、それから新規就農者就農支援金が行われておりますけれども、この給付対象者が今年度はどのぐらいいたのか、お願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

まず実績でございますが、平成25年度に8人の方に支給しております。平成26年度においては、11名。平成27年度、現在でございますが、合計で15人の方に支給しております。今後、今年度中にあと5名の方に給付する予定でございます。都合、合計で平成27年度においては20人を予定しております。

○小山栄治君

今のところ15名ということですが、あと5人増えるということですが、昨年11名ですので、4人ということだと思いますけれども、プラス5人で9人、平成27年度で増えるというようなことですが、

今までの3年間で、最初の年が8人、2年目が11人ということですが、この人たちというのは、途中でリタイアした人もいたと思いますけれども、この辺は皆さん、継続してやられていますか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

この間にリタイアというか、支給停止になった方は1名ございます。あとの方は順調に、農業の方をやっております。

先ほど答弁いたしました市の単独の方でございますが、平成26年度で6人、今年度は新規で4名、合計10人に対して給付する予定でございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

こういう給付金事業も後継者対策で大切なことだろうと思いますので、国の方の新規就農給付金が何年続くのか、私はわかりませんが、ぜひ八街の単独事業であります新規就農者就農支援金も、できるだけ長くお願いしたいと思います。

それから、八街市の農家のうち、後継者不足と言われておりますけれども、40歳以下の農業後継者のいる農家というのは全農家のどのぐらいのパーセントになるのか、わかりましたらお願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

ちょっと資料が古いのですが、2010年度の農業センサスによりまして、農業者数人口2千912人に対しまして、40歳以下は248人、全体で8.5パーセントということになっております。

○小山栄治君

40歳以下の農業後継者が8.5パーセント、10パーセントを切っているということです。現在も恐らく同じような状況ではないかと思いますが、八街の全農家の後継者が

全て農業の後継者になれば何の問題ありませんけれども、１０パーセントを切っているということで、農業後継者問題、新規就農で新しく八街に来ていただくような対策、それもしっかりやっていかなければいけないと思いますけれども。

大手の企業ですけれども、そういうところが農業に参入して、そこでたくさん雇用して、若い人たちが働いているというようなケースもあるようですけれども、本市においては、そういう大手の企業が農業参入、そのようなものの動きというのがありましたら、お願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

農業法人、大手が八街市に参入してくるというようなことは、現在、情報等は入っておりません。

○小山栄治君

八街の農業、農地を守るためには、できるだけ農地は農地のまま、耕作しないで、何も作らないで置いておいたのでは何にもなりませんので、ぜひ大手でも、都会から、できるだけそういう新規就農者を増やす方策を進めておりますけれども、実際にできるような形をぜひ、努力してやっていっていただきたいと思います。

次に、ＴＰＰが始まろうとしたり、農業従事者年齢も高まっている現在、将来人口推計から見て、２０年後の八街の農業、これはどう変わっていくのか、私は非常に心配している１人ですけれども。

本市では２０年後の農業はどのように変わっていくと推測しているのか、本市の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の２０年後の人口は、現在の約７万３千人から２７パーセント減にあたります約５万３千人と推計している中で、農業者人口につきましても、ＴＰＰによる影響や人口減少とともに減っていくものと推測され、未耕作地なども増加するものと考えられます。

このような状況の中で、持続可能な農業を実現するための対策としまして、担い手への農地集約化や耕作放棄地の解消を図るため、農地の貸し借りをを行う農地中間管理事業の活用、人と農地の問題解消のため、地域における話し合いをもとに、未来の設計図となる人・農地プランの策定を進めているところでございます。このことによりまして、大規模経営を行う農業者の増加や、企業の農業参入がさらに増加してくるものと考えております。

また、農業者人口の減少を抑止するため、先ほども答弁しましたとおり、青年就農給付金制度を積極的に活用しているほか、市単独の事業として、農家子弟の他産業への流出を防ぎ、就農へ導くため、親元での就農者に対しまして新規就農者就農支援金を給付し、担い手の確保にも努めております。

さらに、今年度は都市部等の住民と生産者との交流を図り、本市の特産でもある落花生及び新鮮野菜の掘り取り体験を通じて農業の魅力を紹介し、再び本市へ訪れていただけること

を目的とした農業体験ツアーを実施しているほか、農業体験インターンシップ事業も実施する予定でございますので、本市へ移住し、就農していただけることに期待しているところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

20年後の八街の人口推計は、大体2万人ぐらい少なくなるだろうというような予想をされておりますけれども、農家数もそれに伴って減ると予想されますけれども、20年後の農家数はどのぐらいと予想し、また耕作放棄地はどのぐらいになると予測しているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○経済環境部長（麻生和敏君）

20年後の農業従事者でございますが、国立研究開発法人が2020年の八街市農業就業人口を予測しております。その中で2千65人と予測しており、そのままの減少率で単純に計算いたしますと、2035年、20年後でございますが、農業者数としましては1千200人ほどとなる予定でございます。

それと、耕作放棄地でございますが、まず国内における耕作放棄地の面積につきましては、平成7年度には24.4万ヘクタール、平成27年度においては42.4万ヘクタールと、倍増に近い増加を示しております。現在から20年後の耕作放棄地の面積は、高齢化などによる農家戸数の減少により、さらに増加するものと思われま。

そのような予測は立てられると思います。以上です。

○小山栄治君

20年後は1千200人なんですか。1千200人になってしまうということで、非常に八街の基幹産業である農業が厳しくなるのかなと思いますし、耕作放棄地がますます増えていくというような予測をしていただきましたけれども、それに対する対策ですよね、それをきちんとやっていかないと、八街の基幹産業である農業が壊滅してしまうおそれもありますけれども、その辺をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

耕作放棄地でございますが、農地中間管理機構を十分に活用いたしまして、耕作放棄地の方を減少させていきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

中間管理機構の方の話が出ましたが、持続可能な農業を実現するために、先ほど答弁の中にありましたけれども、その対策として農地集約化、また耕作放棄地の解消を図るために農地中間管理事業の活用、人・農地プランの策定を推進して、企業の農業参入の増加、大規模経営の農業者の増加を考えているという答弁でしたけれども、私は農地の集約、これが一番大事なキーポイントではないかと思っておりますけれども、この農地の集約化ができれば、なかなか難しい問題だと思いますけれども、畑作地帯においては、農地の集約化、田んぼですとできるのかなと思いますけれども、八街のような農地、そういう場合の集約化

について、どのように考えているのか、伺いたいします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

農地の集約化でございますが、農家戸数の減少に伴いまして、農地を貸したり、手放す使用者がさらに増加することが予測され、大企業や、経営規模の大きい農家への農地の集約化が加速するものと思われます。農地の貸し付けの増加と担い手農業者の規模拡大に伴う農地の借り受け要望に対応できるように、農地中間管理機構を活用しまして、耕作放棄地の発生を未然に防止し、農地の有効活用ができるよう、担い手の募集、農地の貸し付け、申請を進めていきたいというふうに考えてございます。

○小山栄治君

私はこの事業の問題点として、農地中間管理機構。貸し付けしても、借り手がいなければ、最初は管理機構が管理してくれるというお話でしたけれども、管理してくれないというような問題が出てきていると思います。貸し付けても、借り手が見つからなければ、自分で管理しなければいけない。これが大きな問題だと私は考えますけれども。

その点、県の方ともそういう話というのは出ていないのでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

担当者会議等はございますので、その中でこのような話をしていきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

せっかく貸してもいいよと言って、農地を中間管理機構に貸しても、借り手がいなければ何もならない。何年か借り手がいなければ、所有者に返してしまう。そのような制度ですと、せっかく貸したいと思っている人、また相続などで土地をもらっても全然できない人は、返されても困るというような実態も実際にございますので、その辺をきちんと中間管理機構、八街市、本市においてはこういう問題があるので、きちんとそういう対策もしてほしいという要望をしていただきたいと思います。

それでは続いて、次の質問事項２、市民のための街づくりについて、質問させていただきます。

私はいつも市民が主役の街づくりを考えておりますけれども、本市の皆さんが活躍できる、活躍しやすい街づくり、市民の皆様が八街市を支える街づくり、市民の皆さんに支えてもらえる街づくり、これは大切だろうと考えております。

例えば道路が壊れたり、側溝が壊れたり、また道路に枝が出ているとか、道路に草が生い茂っているなどというような、市民の皆さんがそういうものを見付けたら、通報していただくということをしている市が、幾つもあります。ぜひ本市でも、そういう取り組みを取り入れてほしいなと思っております。しかし、私道は、なかなか難しい問題がたくさんあると思われますけれども。

そこで今回の質問として、団地等の私道の歩道の際、地域の皆様が出て作業した時代があったように、市に原材料などを支援していただき、道路の補修ができるようにしていただい

ないだろうかということで、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

団地等の私道の原材料の支援につきましては、区長さんからの要望書とあわせまして、地権者の同意が得られた箇所の現地確認を行い、必要最小限の範囲で、原材料の支援を行っております。しかし、砕石などを支援した箇所の隣接地権者などから、近年は畑などに砕石が入るなどの苦情もあることから、私道の原材料支援については、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

わかりました。団地等の私道の道路に大きな穴があいてしまったとか、そのような時に非常に困って、市道ですと当然直していただけるということなんですけれども、私道のためになかなか直していただけないと、団地等の皆さんから話が出ております。

現在もそういうものがあれば、区長さんを通して原材料の提供をしているというようなことですので、これからもしっかりとお伺いしたいと思います。

○議長（加藤 弘君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時08分）

（再開 午後 2時20分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○小山栄治君

それでは次に、協働の街づくりの1つとしまして、現在、八街市では協働の街づくりに一生懸命に取り組んでおりますけれども、市民にアイデアやイベントを提案していただいて、よいと思う計画に対して、市に協力していただき、新しい市民提案型のイベント等が実現できないのか、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、市内における大きなイベントとしましては、ふれあい夏まつりや産業まつりがございます。これらはいずれも市民の方が中心となる実行委員会の設置による開催でございます。市などからの補助金交付により運営されております。市民等が実施主体となって提案し、イベント開催を行っていかうという趣旨につきましては、先般、策定いたしました八街市協働のまちづくり指針の理念に沿うものと考えております。

新年度における本市の取り組みの1つといたしまして、協働の体制づくりを進めてまいりたいと考えており、総務課内に協働を所管する班を配置する予定であり、平成29年度には課の設置を予定しております。今後はこれらの組織を中心に、市民協働に関する条例の制定

や、推進計画の策定などを進めてまいりたいと考えております。

また、他団体における事例ではございますが、NPO法人やボランティア団体などが組織の立ち上げや新たな事業を実施する際に、市に事業内容や事業費を提案して、審査会に諮った後に、採択されたものにつきましては、短期間ではありますが、事業費の一部を補助金として交付することにより、組織の立ち上げや事業を実施していくなどといった、市民提案型の補助金制度がございます。

今後、本市における協働を推進していくために、協働の街づくりに関する推進計画を策定してまいりますので、その中で市民提案型の補助金制度なども含め、どのような取り組みが必要か、検討してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ただいま市長の方からすばらしいお答えをいただきました。来年度から総務課内に協働を所管する班を配置して、平成29年度には課を設置する予定だという答弁をいただいて、大変ありがたいなと思っております。ぜひ実現できることを祈っておりますけれども。

来年、班になったときにどのような仕事をして、どういう人員で、何人ぐらいでその班を行うのか、また平成29年度に課になった場合に、どういう課の名前を付けるのか、どういう仕事内容なのか、また何人体制なのか、その辺がわかりましたら、お教えいただきたいと思います。

○総務部長（武井義行君）

今、組織改革の中で、市民協働に関する部門が八街市は、なかったということで、新年度から、まず総務課の中に班を設置するという予定で進めております。

まず、班で行う業務につきましては、今は検討の段階でございますけれども、まず市民協働の街づくりの推進に関すること、それから市民活動組織の育成、支援に関すること、それからコミュニティ施設の推進に関すること、地域集会施設に関すること、これらが考えられると思います。

それから、人数につきましては、まずは条例の制定ですとか、そういったものの整備がメインになると思いますので、現在のところ2名程度でスタートしようというふうに考えております。

それから、新たな課ですが、課名につきましては今のところ、市民協働推進課ということで考えている段階でございます。課になった場合の事務、これにつきましても、平成28年度に設置します班の中で具体的に検討してまいりたいと思っております。当然、今後は、行政班で行っております業務なども、その中に取り込まれてくることもありますので、そういうことも踏まえた中で検討してまいりたいと思います。

また、人数につきましては、まだこれもこれから検討するのですが、近隣の自治体を見ますと6名程度で運営しているところが多いように思います。この辺を参考にしたいと思っております。

以上です。

○小山栄治君

再来年には課として、はっきりした名称はまだわかりませんが、市民協働推進課というのは仮の名前かと思いますが、そういうことを考えているということで、いよいよ八街も市民協働の街づくりがスタートするのかなと期待しております。

今回、私の提案は、ほかの市でもいろいろと行っておりますけれども、市民の皆さんにいろいろなことを考えていただいて、また人がたくさん呼べるような行事、またイベント、いろんなことを市民が提案した行事、イベント、そういうものに対して、先ほど市民提案型の補助金制度というようなことでやっている市町村もあるというようなお話をいただきましたけれども、本市でも市民の皆さんにできるだけそういう協働の街づくりに参加していただくために、市民提案型のイベント、そういうものをぜひ実現させていただきたいと思っておりますけれども。

本市における市民提案型補助金制度、これは考えていくつもりだと思いますけれども、いつ頃、どのような形で行われるのか、わかりましたらお願いいたします。

○総務部長（武井義行君）

市民協働を進める上で、市民の皆様からご提案いただくということは大変大切なことです。今、お話がございました、市民提案型の補助制度、これにつきましても新体制になった中で、市としてどの程度その補助ができるのかということも含めまして、検討してまいりたいと思っております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

できれば来年、班になった時点で、市民からいろいろな計画、また予算書などを出していただいて、再来年からでも実施できるような。できるだけ早い時期にそういう形がとれるような体制づくりをしていただければ、ありがたいなと思っております。ぜひお願いしたいと思います。

それでは最後の質問事項になりますけれども、本年度の防災訓練について、どのような計画で行うのか、予定をお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年度の防災訓練につきましては、来年2月21日に実住小学校で実施する予定でございます。

訓練内容につきましては、初期消火、煙体験、被災者救出、AED取り扱い、応急救護、避難所設置、炊き出し、はしご車による高所救出訓練、及び協力企業、団体による展示等を実施する計画でございます。

なお、実住小学校区にお住まいの皆様に参加していただく予定でございますが、訓練の計画段階から地元の皆様に協力していただくために、二区、三区、四区、五区、大東区及び東吉田区の代表者の方にお集まりいただきまして、これまでに実行委員会を2回開催したとこ

ろでございまして、今月、3回目の実行委員会を開催する予定でございます。

本市といたしましても、市民の皆様とともに、昨年度以上に充実した訓練を実施してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

来年2月21日に、実住小学校を使って防災訓練を行うということで、今年度の防災訓練は昨年度とあまり変わらないように、内容的には思いますけれども、今年度の防災訓練の特徴とか、今までの防災訓練とここが違うんだというようなものがあれば、お聞きしたいと思います。

○総務部長（武井義行君）

基本的には、昨年度に実施した防災訓練と同様の内容で行う予定でございます。

○小山栄治君

これは実行委員会でいろいろ話し合っているようですけれども、防災訓練に関しては実行委員会でこういうことをやってほしいとか、そういう話し合いというのは、地元からの要望、そういうものはあるのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

申し訳ありません。まだこれから3回目を開催するというので、具体的にはまだ受けておりませんが、これから教育委員会等とも協議しながら、子どもたちもなるべく参加しやすいような防災訓練にしていきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

毎年同じやり方ではなくて、その地域、地域によって変えて、特徴のあるものをやっていただくのもいいと思いますけれども。

防災訓練の最終的な目的は、いざ何かあったときに、実際に役に立つような、実際にそれができるような訓練でなければ、ただ形式的に行っているだけでは、ただ防災訓練をやりましたというだけで終わってしまうと思いますので、いかに、いざ何かあったときに実践できるか、それが大事なことだと思いますけれども。

私も今まで、過去2回、スポーツプラザ、それから昨年は八街東小学校で行っておりますけれども、そこに参加しましたけれども、これで実際に災害があったときにどれだけできるのかなというのが、私は個人的には疑問を非常に感じたのですけれども、その点は担当課としては、今の防災訓練のやり方で、いざ災害があったときに、即それに対応できるのか、私は疑問なんですけれども、その辺はいかがお考えなのか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

確かにおっしゃるとおり、いざ実際にそういう事案が発生したときに、それが成果としてあらわれないということでは、訓練の効果として、それはあまりよくないと考えております。これから、代表の方とかのご意見をいろいろ頂戴する中で、いかに実践に近いような、また緊張感を持った訓練ができるかということで、いろいろ工夫してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

昨年の防災訓練で消防団が、たしか2分団と朝日区も出ていたかな、文違か。ちょっとわからないですけども。

防災訓練に対する消防団や、その周りの自主防災組織の関わり、これはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

昨年度、実際に実施したときにも、消防関係の方にも協力していただいて、実施しております。今回も、自主防災組織も含めまして、地元代表の方を通じまして、協力していただきたいと思っています。

また、先ほどの、今回どのような点で変わるのかというご質問に対して、まず1点、大きな変更点がございます。平成26年度の実施につきましては、市が主体となってやっております。地元の方に協力いただいていたということなんですが、今年度につきましては主体は地元の方になっていただき、あくまで市は支援の側に回るという形で、地元の方主体で実施していただくということになります。

○小山栄治君

消防団関係について、ちょっとお答えがなかったのですけれども。関係する消防は、二区、三区、四区、五区、吉田ですか。その辺なのかなと思いますけれども、この辺の消防団の関わりというのはどのようになっていますか。

○総務部長（武井義行君）

今お話ししました、今回ご協力いただくのは二区、三区、四区、五区、大東区に東吉田区です。実際にどのような形で関わっていただくかということにつきましては、今現在、協議しているところでございますので、先ほど申し上げたように、これが実効性のある訓練になるように努めてまいりたいと思います。

○小山栄治君

この実行委員会の中には当然、消防団も入っているわけですね、話し合いの中に。

○総務部長（武井義行君）

この会議には区の代表の方に出席していただいております、分団の方には参加していただいていないということでございます。

○小山栄治君

実行委員会の中には消防は入っていないということですけども、消防団がどういう防災訓練の中で役割をするのか、私はわかりませんけれども、昨年度の防災訓練の中では、煙体験だとか、いろいろな体験をしていただくところに消防団員の方に入っていて、やっていたような気がいたしますけれども。

できれば、実行委員会の中にも、そういう消防団員にも入っていて、たくさんの消防団員に参加していただくような形をとるのもいいのかなと思います。何人規模の防災訓練

を考えているのか、わかりませんが、できるだけ多くの人に参加していただけるようにしていただきたいと思います。

それから、八街市では防災に対する市民の意識、これを多分、調査していたと思いますけれども、八街市では市民の意識調査の中で防災に対してどのような意識なのか、わかりましたらお願いいたします。

○総務部長（武井義行君）

すみません。申し訳ございません。今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○小山栄治君

私もちょっと見たことがあるような気がするのですが、非常に市民の防災に対する意識が低かったように思います。これは八街市は地震に強いんだ、安全な街なんだというような、市民がそういう意識を持ってしまって、防災に対して非常に危険認識が低いのかなというような感じを受けるのですが、その辺の危機感を市民がいかに持つか、防災に対する意識を高める、そういうことは非常に大切なことだと思いますので、防災に対する市民の意識をどう高めていったらいいのか、その辺もきちんと考えていかなければいけないと思いますので、これからぜひ、こういう防災訓練のときに、市民の防災に対する意識を高めるための対策をとっていただきたいと思います。

それから、昨年度、エリアメールができ上がったと思いますけれども、スタートしていると思いますけれども、昨年、私はシェイクアウト訓練の実施ができないかというようなことで要望いたしましたけれども、昨年、質問したときにはエリアメールができ上がってからそういうことを考えるというような、たしか答弁をいただきましたけれども。

エリアメールがつながって、できるようになっておりますけれども、今年度ぜひシェイクアウト訓練を実施できないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（武井義行君）

シェイクアウト訓練、これはいざ地震が起きたときに、まず姿勢を低くして頭を守って、動かない、そのような行動の中から非常時の対策の見直しをするのですとか、防災グッズの確認を行うといったようなものだと思います。これにつきましては、若干の準備等、いろいろとお願いする、協力いただくこともございますので、新年度、平成28年度秋ぐらいをめどに実施したいと、今は考えております。

○小山栄治君

せっかくエリアメールができて、まだ一度もそれは運用されていないということで、ぜひ今回の防災訓練に合わせて、シェイクアウト訓練ということで、実際にエリアメールが使えないということはないと思いますけれども、テストのつもりで、やっていただけたらいいのかなと思いますけれども。

シェイクアウト訓練というのは誰でも、家庭にいても、どこでもできる訓練ですので、それほど難しいものでもなく、お金もかかりませんので。ただ、参加してくれる人、その把握

だけですので。その辺をクリアできれば、まだ、2月の防災訓練に合わせて、ぜひやっていただきたいと思います。これは防災訓練に合わせて、平成28年になってしまいますか。来年の2月21日に合わせて、できないのか、再度お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

そうですね。意識を持つということも大切ですので、可能な限り、次回の防災訓練の中でも取り入れが可能であれば、実施してまいりたいと思います。

それから、すみません、先ほど、後ほどお答えしますと申し上げました市民の防災に対する意識。これは地震、災害等の防災対策についての満足度ということで調査しております。これにつきましては、パーセントで示されているわけなんです、22.8パーセントという数字が出ております。

それから、また関連しますものといしましては、安全な街のイメージ、どう思われていますかということで、26.4パーセントの方たちが安全だというイメージを持ってらっしゃるというような結果が出ております。

それから、先ほどの分団の会議への参加ですけれども、やはり会議には分団の方は出席いただいていないということでございます。分団の方には防災訓練の中で、消防署等にも立ち会っていただくのですが、同じような立場で指導側に回っていただくという考えであると思います。

以上です。

○小山栄治君

ありがとうございます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

ジェイアラートについて、ちょっと質問させていただきたいと思います。

今月、11月24日にメールで、全国一斉の自動防災行政無線で25日11時に行うというようなメールが私のところへ、皆さんのところにも入ったと思いますけれども、入ってまいりました。実際に25日11時にどのようなことをやるのかなと思いましたけれども、25日11時には、メールは一切入ってきておりません。私もほかの仕事をしていたのか、行政無線でどのような情報が流れたのか、ちょっとわからないのですけれども、ジェイアラートというのは国から住民に直接、瞬時のうちに伝達するものだということですので、八街の市民の人が、例えば、一番問題になっているのは、北朝鮮などの弾道ミサイル、そういうものや、大規模な自然災害、そのようなものを想定してジェイアラートがスタートしたというような話を聞いておりますけれども、もしもそういうときに、市民の皆さんがそういうものをいち早く知らないとなんともできませんので、今回のジェイアラート、どのように市民に伝達を。国からの情報が市民にどのように伝達されていったのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（武井義行君）

11月25日11時にジェイアラートの全国一斉情報伝達訓練というのが行われました。ジェイアラートと申しますのは、全国瞬時警報システムといいまして、今、議員がおっしゃ

られましたように、弾道ミサイルですとか国民保護に関する情報など、その対処に時間的余裕がない場合に関しまして、情報を迅速に伝達するというものでございます。

今回の一斉訓練、これにつきましては第1の目的が、その作動確認というのがまず目的でございました。各自治体が実際に自動で受信して、自動でそれが防災無線等で流れるというものでございまして、その作動を確認したところでございます。通常ですと、携帯電話ですとか、それからスマートフォンなどの緊急メールにも入るわけですがけれども、今回は作動確認が主だったということで、防災無線に限った情報提供という形で実施されたと伺っております。

○小山栄治君

今回はつながるのかどうかの確認のために行ったということですがけれども、八街市においては何のトラブルもなく、それがきちんとつながることができたということですがけれども、今後、携帯電話等、メール配信など、行っていくというようなことですので、ぜひ市民の皆さんにいち早く伝わるように、これからもよろしくお願いいたしますと思います。

今回の質問に丁寧な答弁、ありがとうございました。これで終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴でございます。

質問の前に、一言、八街のホットなニュースを披露したいと思います。

11月21日土曜日、JR八街駅北口でペットボトルライトアップツリーが4基、4中学校区のものが制作され、展示、点灯式が挙行されました。ペットボトルのリサイクル活動を通して、環境問題への意識向上や、地域との交流を通じて人とのつながりの大切さを学んでもらいたいと始まったライトアップツリー事業も、今回で5回目となりました。

今年のテーマは、明日へのともしび、夢、希望のライトツリーと題し、展示されました。さきの東日本大震災により被災され、まだまだ復興に時間がかかっている多くの被災者の方々に、そして全世界で起きているさまざまな災害によって被災された人々に向かって、復興への希望の光が、ともしびが届くよう、お祈りし、点灯されました。点灯式では千葉黎明高校吹奏楽部による華々しいファンファーレの演奏を合図に、4基のツリーが一斉にライトアップされ、見守る人たちから思わずため息が出るほどキラキラ輝いておりました。私も、この光が被災された全ての人たちの明日への夢、希望のともしびになって届いてくれたらと思ひ、祈りをささげながら参加させていただきました。

寒さが身にしみる季節になってまいりましたが、八街市のホットな取り組みを紹介させていただきました。

では、質問に入らせていただきます。

まず、最初の質問ですが、教育問題について。

要旨（１）いじめ問題について、お伺いいたします。

悲しい事件が起きております。名古屋市西区の市営地下鉄鶴舞線庄内通駅構内で、中学２年生の男子生徒、１２歳が、電車で飛び込み、自殺しました。１１月１日午後３時５５分頃、少年は上小田井発、赤池行きの電車で身を投じたとのことです。男子生徒に一体何があったのでしょうか。少年の自宅から遺書が見つかりました。「学校や部活でいじめが多かった。部活で、弱いと言われていた。でも、もう耐えられない。だから自殺しました」などの内容や、家族への感謝の気持ちが書かれていたといえます。

男子生徒は卓球部に所属しており、その部活でいじめが行われたようです。少年が通う学校では定期的にいじめアンケートを実施していましたが、少年に対するいじめの把握には至っていませんでした。しかし、事件後のアンケートには具体的ないじめの実態が語られているのに、事件前のアンケートでは、なぜいじめが把握できなかったのでしょうか。これ以上の犠牲者を出さないためにも、いじめ撲滅に向けて、親も学校も全力で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、質問いたします。質問要旨①平成２６年度の児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査におけるいじめに関する調査等の結果について、文部科学省は公表し、平成２７年１０月２７日に再調査を行い、いじめに関し、調査結果をまとめて公表しております。千葉県及び八街市の問題行動調査結果について、お伺いいたします。

よろしくお願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成２６年度の問題行動調査における千葉県の小・中・高等学校・特別支援学校のいじめの認知件数は２万５千８１１件で、前年度よりも５千６２４件増加という調査結果でした。そのうち、小・中学校でのいじめの認知件数ですが、小学校では１万９千４１０件で、前年度より５千５２６件増加という結果でした。中学校では６千１８０件で、前年度より１８件増加という結果でした。

また、八街市の小学校では４８９件で、前年度より１１５件減少という結果でした。中学校では１７６件で、前年度より５２件減少という結果でした。

これからも、いじめの未然防止を図ることはもちろん、早期発見、早期対応に努めてまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

いじめの認知度について、お伺いいたします。

まず、認定数が急激に増加しているようですが、その理由は何なのか。そして、いじめの発見の経緯はどのようなものがあるのか。アンケート調査、本人からの訴え、学級担任による発見、本人の保護者からの訴え等々があると思われますが、いじめの傾向としてどのようなものが多いのか、お伺いいたします。また、いじめの解消状況についても、お伺いいたし

ます。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

全国的にいじめの認知件数が急激に増加している理由は、いじめの認知について、初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消した、からかいや冷やかしの内容でも、認知件数に計上するようになったためです。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童・生徒が集団で行動する場合、しばしば発生するものです。したがって、どの学校においても、一定のいじめが認知されるのが自然です。初期段階のいじめは、子どもたちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら、自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺などの重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

そこで、八街市のいじめの解消状況ですが、小学校では認知件数489件のうち、489件がいじめの完全解消及び一定の解消をしているが、その後の経過観察をしているという状況です。

中学校では、認知件数176件のうち、152件が完全解消及び一定の解消をしているという状況で、24件が解消に向けて取り組み中という状況です。

今後もしじめの認知漏れをなくし、事態が大きくなる前に早期対応できるようにし、解消率を高めていけるように努力してまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

八街においては、いろんな認知はしているものの、解決に至っているというふうに解釈させていただきます。ありがとうございます。

いじめの日常的な実態把握のため、各学校での取り組みについて、お伺いいたします。

今、学校ではどのようなことに重点を置いて取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

各学校は、千葉県いじめ対策基本方針に基づいて、学校いじめ対策基本方針を策定し、いじめの未然防止、いじめの対応に取り組んでいます。そして、校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員が共通理解を図るようにしています。また、いじめの日常的な実態把握のために、主としてアンケート調査、個別面談、教育相談を行っています。そのほか、普段から児童・生徒の様子をよく観察し、特に中学校においては、学級担任と生徒との生活ノートの内容から、いじめの初期段階の把握をするように努めております。

そして、いじめとして認知された事案については、聞き取り調査の結果、軽微なものは短時間で解消する場合がありますが、緊急会議を開いて組織的に学校全体で対応策を検討し、保護者や関係機関との連携を図りながら、丁寧に情報を共有して対応していく場合もあります。

す。教育委員会としましても、小・中学校との連携を強化し、必要な措置を講ずることができるよう努めてまいります。

○木村利晴君

学校の取り組みはわかったのですが、市の取り組みとして、いじめ防止対策推進法への対応状況について、お伺いしたいと思います。

第12条の地方いじめ防止基本方針の策定はされておられるのか。

第14条第1項、いじめ防止対策連絡協議会の設置はされているのか。

第14条第3項、第28条、教育委員会に附属機関の設置はされておられるのか。

また、第30条第2項、第31条第2項、地方公共団体の長の附属機関の設置はされておられるのか。

法第13条に基づく学校いじめ防止基本方針の策定状況はいかがか。

また、法第22条に基づく学校いじめ防止対策組織の設置状況はいかがか。

以上、6点についての状況をお伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

ご質問の件ですけれども、学校に係る法第13条に基づく学校いじめ防止基本方針の策定及び法第22条に基づく学校いじめ防止対策組織の設置につきましては、義務でございますので、平成26年4月1日から施行となっております。

また、本市に係る法第12条地方いじめ防止基本方針の策定、第14条第1項いじめ防止対策連絡協議会の設置、第14条第3項、第28条教育委員会の附属機関の設置、第30条第2項、第31条第2項の地方公共団体の長の附属機関の設置につきましては、努力義務であることから、現在検討中でございます。

千葉県におきましては、いじめ防止対策推進条例が平成26年4月1日から施行され、また、いじめ防止基本方針につきましても、平成26年8月20日に制定されております。その中における市町村の役割として、地方いじめ防止基本方針を作成する際には県条例の趣旨にのっとり、県いじめ防止基本方針を参酌することが求められておりますので、本市といたしましても、策定する際にはこれらに沿ったものとする所存でございます。

○木村利晴君

どうもありがとうございました。

やはり学校だけに任せないで、市の方でも真摯に取り組んでいただきたいなというふうに思っています。地方市においても、まだ達成済みでないとか、検討中というところがまだまだありますので、本市としては先駆けてこういうものをきちっと設置され、対策していったほしいなというふうに思っております。ありがとうございました。

全国で自殺による死亡者が減少している中、中学生の自殺が急増し、過去最多の数字になっているとのことです。今年に入って9月までに既に77件発生しており、8月に12件、9月に1件と、1カ月に10件を超えることもあります。

私たちができる、残された方法は、原因が何であろうと、生徒・児童が死を選択するので

はなく、生きて今の現実から逃れられる道を選べる、そんな体制づくりをすることが急務と考えます。いじめを受けたとき、自殺を選ぶのではなく、壮大な逃げることで、それができる仕組みを作り、これ以上の悲劇を繰り返さない、これが私たち大人の使命でもあります。輝ける未来ある子どもたちを守っていただける体制の強化をお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、要旨（２）英語教育についてでございます。

９月議会におきまして、誠和会の代表質問で林修三議員より、国際交流教育に向けて、英語圏国との交流促進についての質問をしていただきました。私は低学年からの英語教育について、質問させていただきます。

神崎町の米沢小学校では、３、４年生が始業前に１５分ほどある朝自習の時間を活用して、生きた英語に触れる特別レッスンを始めました。英語を聞く、話すを重点に、コミュニケーション力の強化が狙いとのことです。神崎町では１０年ほど前から全学年において英語教育に力を入れ、米沢小学校でもレッスンを通して、より英語が身近になってもらえたらとしているそうです。

小学校の英語教育は正式教科ではありませんが、外国語活動として５年から実施しているケースが多いようです。神崎町では学校裁量で開始時間を前倒しし、外国語指導助手ＡＬＴと交流する形で、１年から４年も歌やゲームを通して英語を学ぶ時間を設けているそうです。早い時期からの外国語活動に触れる機会の重要性に言及しており、コミュニケーション力を育てることが大事で、小学生は理解も吸収力も早く、英語を耳で聞いて、何となく、何を言っているのか、書いてあるのかを推測する力も備わってくるといいます。

八街の小学校では英語教育について、どのような取り組みをしているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市の小学校での英語教育ですが、小学校５、６年生では、外国語活動として週１回、年間計３５時間、実施しています。教科書があり、学級担任が指導に当たりますが、本市では５人のＡＬＴを配置し、必ずＡＬＴと学級担任とのチーム・ティーチングで行っています。ＡＬＴが入ることで、ネイティブな英語の発音に慣れ親しむ機会が確保されております。

５年生では、児童に身近で基本的な表現を使いながら、外国語に慣れ親しむ活動や、児童の日常生活や学校生活に関わる活動を中心に、友達との関わりを大切にした、体験的なコミュニケーション活動を行っています。

６年生では、友達との関わりを大切にしなが、児童の日常生活や学校生活に加え、国際理解に関わる交流等を含んだ体験的なコミュニケーション活動を行っています。

また、低学年からＡＬＴが授業に入り、歌やゲームなどを通して外国語に慣れ親しむ活動を、国際理解教育として、総合的な学習の時間の中で行っています。

ただし、教育課程の中では基本的な内容と時数が決められており、多くの時間を外国語活

動に費やすことが難しい状況にあり、年間を通じて数時間となっております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

米沢小学校では講師としまして文京学院大学、東京にある大学なのですが、外国語学部の椿まゆみ教授にお願いし、毎週金曜日の1限目の前の時間を利用して、11月6日から始め、来年2月までの全10回を予定しているそうです。

東京オリンピック・パラリンピックを2020年に控え、今から国際的な子どもたちを創出する準備を、八街もされてはいかがでしょうか。授業前の取り組みとして、ご検討願えるでしょうか。再度ご質問いたします。

○教育次長（吉田一郎君）

八街市総合計画2015、前期基本計画での五の街、第1節、子どもの教育、健全育成の充実におきまして、英語教育の充実や国際理解教育を主な計画事業として掲げ、時代に即した教育を推進すると掲げてございます。

また、2020年度は小学校の新指導要領が全面実施される年でもあり、英語が5、6年生の教科となります。小学校での英語教育実施に係る準備につきましては、速やかに実施していかなければならないものと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

米沢小学校では学校の裁量という形でやられているのですが、なかなか授業前にやるのは難しいかなというふうに思っております。

また、今、経済社会のさまざまな面でグローバル化が急速に進展しております。絶えず、国際社会で生きるという広い視野を持つとともに、国際的な理解と協調が不可欠になっております。幼い頃からの教育も大事になってまいります。ぜひ国際的に通じるグローバルな人材が輩出できますよう、小学校低学年からの英語に慣れ親しむ取り組みを前向きにご検討願えれば、八街も少しは、また違った面でいい国際都市になれるかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

では、引き続きまして、まちの活性化についての質問に移らせていただきます。

要旨（1）元気な八街市民をつくるため、質問させていただきます。

近年、パークゴルフ人気が高まり、ブームになっております。パークゴルフは北海道発祥のニューコミュニティスポーツです。全国で約3千600カ所程度あります。千葉県内では23カ所あり、八街市には1カ所、砂地区に18ホールの、やちまたパークゴルフ場があります。

パークゴルフは芝で覆われたコースを専用のクラブ1本でボールを打ち、カップインするまでの打数を競いながら、楽しく遊べるスポーツです。

イベント大会も毎月のように開催されております。北海道外の大会では、千葉県内での大会が多く、11月のイベントでは全28回中19回が県内で開催されております。12月の

予定では、全27回中18回が県内で予定されております。なお、施設のイベントコンペは月例で開催されているものも多く、各パークゴルフ場は盛り上がりを見せております。

その背景には、少子高齢化社会になり、高齢者が急増、離職者や時間に余裕のある人たちにパークゴルフが浸透し、愛好者が増えたと考えます。ゴルフをしたいけれども、お金がかかる、ゴルフをするには体力的に自信がないといった理由もあると思います。

パークゴルフは子どもからお年寄りまで、幅広く手軽にできるスポーツです。そしてパークゴルフは、ゴルフ場と同じく緑の芝生の上でプレーしますので、爽快感や解放感を感じられるスポーツです。低料金で半日、また1日遊べることも魅力の1つになっているようです。高齢者の人たちが、「暇ができたから病院に行ってくる」ではなくて、「パークゴルフへ行ってきました」と言うようになれば、健康で長生き、元気なお年寄りが増え、このまちがもっともっと活気あふれるまちに変貌していくのではないのでしょうか。

本市では年1回、市民パークゴルフ大会を開催していることは承知しておりますが、本市での普及活動に対しまして、市を挙げての活動協力、支援体制を構築していただけるのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

パークゴルフの普及につきましては、例年9月に開催しておりますスポーツ・レクリエーション祭で、市とパークゴルフ協会が中心となり、砂地区にある民間のパークゴルフ場で開催し、普及活動に努めているところであります。大会の参加人数は、平成25年度48名、平成26年度66名、平成27年度67名で、広報紙やホームページなどでの広報活動に努めておりますが、横ばいの状況にあります。

パークゴルフ協会は、発足当初67名の会員でありましたが、平成27年度には60名と減少している状況であり、その背景には、広い施設があれば気軽にプレーのできる、グラウンドゴルフの普及が大きいと思われます。

パークゴルフ場の整備につきましては、広い土地の確保と多くの費用が必要となることから、パークゴルフの普及状況や施設の設置要望などを十分考慮し、検討していきたいと考えておりますが、それまでの間は、現状の施設使用を継続する中で、大会等への支援及び広報活動などによるパークゴルフの普及に努めてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

パークゴルフ協会に所属しているメンバーの数が減少しているという答弁がありましたが、今は近隣にパークゴルフ場ができております、新しく。ですから、そういうことも考えますと、そちらに流れているのかなというふうにも思いますけれども。

今、八街市においては、農業後継者不足だとか高齢化問題等々で、休耕地が増加傾向にあると聞いております。その休耕地を有効利用して、パークゴルフ場の建設はできないかどうか、お伺いします。

今、砂にあるやちまたパークゴルフ場ですが、ここはホール数が18、パー66で、距離が774メートル、最長コースが73メートル。

近年できた近隣のパークゴルフ場を見てみますと、しすいの森パークゴルフ場は4.6万平米の敷地で、森に囲まれた2.6万平米のワイドな芝生空間を持ったパークゴルフ場です。ホール数は36、パー132、距離1千654メートル、最長で83メートルのロングコースがあります。

また、佐倉グリーンパークは、ホール数が36、パー132、距離が1千963メートル、最長が100メートル。

近年できたパークゴルフ場は36ホールあり、広々とした感じのパークゴルフ場ができております。距離も長く、解放感もあり、収容人数も本当に多いため、イベントや大会も頻繁に開催されており、八街市でもホール数の多いパークゴルフ場の建設をし、やちまたパークゴルフ場と合わせ、本市がパークゴルフのメッカになる取り組みを希望いたしますが、いかがでしょうか。前向きに検討してもらえるとありがたい。今、教育長の方が会員の減少が見られるということをおっしゃいましたけれども、近隣のパークゴルフ場は非常に活発化されておりますので、その辺も踏まえて、ご答弁をちょっとお願いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

パークゴルフ場につきましては36ヘクタールで、議員さんが言われたとおり、4ヘクタールから5ヘクタールほどの広大な用地と、また多額の経費が必要となってきます。私どもで近隣団体の状況を確認しましたところ、18ホールの方なんですけれども、18ホールのパークゴルフ場において、維持管理費だけで約1千700万円かかり、別途人件費と賃借料、施設整備に係る元利償還金等が必要になってきます。

用地、経費の件、普及の状況、設置の要望等、また今後の本市の財政状況等を勘案しなければならぬものだというふうに考えております。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。

経費は非常にかかるのですが、ここでパークゴルフ場の建設により3つほど効果が期待されますので、ちょっと申し上げます。

1つ目、親睦の輪が広がり、コミュニケーション作りに最適だと思います。

2つ目、健康増進。高齢者の病院通いの減少、元気なお年寄りを作り、活気ある街づくりに貢献いたします。

3つ目、地域経済に幅広い効果が期待できます。パークゴルフ愛好家の往来による地域農産物の販売促進、物流に期待ができると思います。

以上のような効果が期待されますので、ぜひ36ホールあるパークゴルフ場の建設に取り組んでいただきますよう、ご検討をお願いいたします。

では、最後の質問に入らせていただきます。

まちの安心・安全についての質問でございます。

要旨（１）火災予防について。

１１月９日から１５日までの１週間、平成２７年度秋季全国火災予防運動が実施されました。この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、「無防備な心に火災がかくれんぼ」を統一防火標語として、防火防災に関する意識や行動力を高め、火災や災害に強い街づくりを推進する、火災が発生した場合、被害者の発生を減少させ、財産の喪失を防ぐことを目的に、実施されているものです。

そこで質問いたします。秋季火災予防運動中に火災予防に関する啓発のイベント等を実施されたのでしょうか。各消防団が地域の見守りをされていたのは承知しておりますが、運動期間中の取り組みを教えてください。よろしくお願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

去る１１月９日から１５日まで秋季全国火災予防運動が実施されまして、広報、市ホームページ、市役所庁舎の懸垂幕を利用した火災予防の啓発を実施するとともに、市中央公民館におきまして、小学校協力のもとに、火災予防ポスターの入賞作品を展示するなど、運動を実施いたしました。

消防団におきましては、火災予防運動の初日の７時にサイレンの吹鳴並びに半鐘の打鐘を実施し、周知を図っております。佐倉市八街市酒々井町消防組合本部及び八街消防署におきましては、組合の広報、ホームページによる運動とともに、消防車輛による広報活動、及び大型店舗における啓発物資配布などの広報活動を実施いたしました。

また、火災予防運動期間に限らず、防災課職員が各地区におきまして開催されます講演会及び高齢者学級等に、要請に応じて防災課職員がおもむきまして、災害に関する講話の中で、火災予防の重要性について周知しております。

○木村利晴君

ありがとうございました。

再質問なんですが、本市での火災の現状について、お伺いいたします。どのような火災が多いのか、お聞かせください。

○総務部長（武井義行君）

平成２６年度中に佐倉市八街市酒々井町消防組合、その構成市町管内で出火した火災件数ですけれども、全部で１１９件ほどございました。そのうち八街市で発生したものは５４件、全体の４５．４パーセントとなっております。

また、原因なんですが、これは管内全体の数ですけれども、第１位が放火、これが２６件で、全体の２１．９パーセントを占めております。２番目がたき火です。これが２２件で、１８．５パーセント。それに続きまして、火遊び、たばこ、こんろという順に、出火原因の方はなっております。

以上です。

○木村利晴君

ありがとうございました。

出火の原因で一番多いのが放火のようなんですが、放火されない環境づくりが必要と思いますが、どんなことに注意していけばいいのでしょうか。本市におきましても、公民館や神社を放火され、甚大な被害をこうむっております。放火対策としてはどのような取り組みをしているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

放火されない環境、これは7点ほど挙げられております。

まず、1点目といたしまして、家の周りに燃えやすいものを置かないということ。

それから、2点目として、ごみは指定された日時、場所に出すこと。

それから、3点目といたしまして、物置や車庫には鍵をかけること。

4点目といたしまして、オートバイや自転車などのカバーに防火製品を使うこと。

それから、5点目といたしまして、街灯やセンサーライトなどで家の周りを明るくすること。

それから、6点目といたしまして、いざというときに備え、消火器や消火バケツを用意しておくこと。

それから、7点目といたしまして、近隣住民との親睦を深め、まちぐるみで防火対策を実施することが考えられております。

火災予防運動につきましては、市の職員も、各区での講演等がありましたら、そういうところに出向き、周知活動を行っております。今後も広報ですとか、回覧、市ホームページを通じて、周知活動を図ってまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

今、放火されない環境づくりということで、いただきました。また防火対策への取り組みとしてはどのようなことをしたらいいのか、火災を起こさない習慣付けが必要かと思いますが、どのようなことに注意してればいいのでしょうか。お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

まず、防火対策ということなんですけど、消防庁の方では、まず火災報知機の設置ということを薦めております。これは法制化、法で定められているのですが、今年6月時点の設置状況を消防庁の方で発表しておりますけれども、全国では81パーセント、それから千葉県では74パーセントに対しまして、佐倉市八街市酒々井町消防組合の管内では68パーセントという状況になっております。

それから、火災を起こさない習慣ですが、まず今、申し上げました火災報知機の設置、それに合わせまして、大規模地震等におきましては電気を起因とする火災の発生、これを抑制することが大切となってきます。そのためにも感振ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にはブレーカーを落としてから避難する、こうしたことの啓発を行っているところでございます。

○木村利晴君

防火対策として、たばこの不始末も結構多いと思うんですけれども、寝たばこをしないとか、この辺のところも注意喚起していただかないといけないのかなというふうに思います。

そして、火災警報器ですか、この設置状況も全国で81パーセントと今の報告にありましたが、これも100パーセントに近い数字に持っていけないと、本当の防火にはならないのかなというふうに思いますので、その辺のところもひとつよろしくお願いいたします。

防火への心得としてのアドバイスがあれば、教えていただきたいと思います。先ほど7つあるということだったので、もう一度、防火への心得を皆さんに教えていただければありがたいなというふうに思います。やはり命を守る大事なポイントですので、この辺のところをもう一度、再度お願いいたします。

○総務部長（武井義行君）

命を守る7つのポイント、これにつきましては今年11月1日号の広報やちまたの方にも掲載させていただいているのですけれども、これは3つの習慣、それと4つの対策ということから、7つとなっております。

まず、3つの習慣ですが、寝たばこは絶対にしない。それから2点目に、ストーブは燃えやすいものから離れた場所で使用すること。それから、ガスこんろのそばを離れるときは、必ず火を消すということ。

それから、4つの対策ですが、逃げ遅れを防ぐため、住宅火災報知機を設置すること。寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐため、防火品を使用すること。それから、火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置すること。それと最後に、高齢者や体の不自由な人を守るために、近隣の協力体制をつくるということでございます。

○木村利晴君

ありがとうございました。

万が一、火災が発生したとき、慌てず、落ちついて、早期に発見、通報する、初期消火を行う等、被害の拡大を防ぐことが大切なことだと思います。そのためには、日頃から防火設備の維持管理に努め、いざというときに適切な行動がとれるよう、訓練が必要だと考えます。先ほどの小山議員の質問にもございましたけれども、やはり訓練されていないと、いざというときに、有事のときに体が動かない、頭が回転しない等々ありますので、消火訓練等をぜひ年に1度と言わず、定期的に各町内会や区でも毎年必ず実施するというような取り組みを、行政指導のもとでやっていただきたいというふうに思います。

防火訓練の啓発を再度お願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 3時30分）

(再開 午後 3時40分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。林修三議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で、報告を終わります。

次に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

誠和会の林修三でございます。

早速、質問させていただきます。

まず、健康増進の街づくりを振興していくにあたって、高齢化が八街市でも進む中、平均寿命を延ばすとともに、健康寿命を延ばしていくことが望まれます。このことは、ある意味では財政とも大きく関連していくことですので、そのことについて、今回は尋ねていきたいと思います。

健康寿命、平均寿命を促進するために、その取り組みを順次お尋ねいたします。

まず、①八街市における平均寿命、健康寿命の現状について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

健康寿命とは、健康上の問題がない状態で日常生活が送れる期間のことでございます。国が示した平成22年度の統計によりますと、八街市における平均寿命は男性が78歳、女性が85歳であり、健康寿命は男性が65.1歳、女性が66.9歳となっており、この平均寿命と健康寿命の差は男性が12.9歳、女性が18.1歳となっております。

○林 修三君

答弁の中の平均寿命と健康寿命の差は、男女ともに大きな差がありましたけれども、これをどのように捉えられているか、お伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

平均寿命と健康寿命との差は、答弁にもありましたように、日常生活に制限のある不健康な期間を意味することになります。平均寿命と健康寿命の差が大きくなると、医療費や介護給付が増大することとなりますので、市民の方が元気で生活できるよう、この差を短縮するために、言いかえますと、健康寿命を延伸させていくために、疾病予防、健康増進、介護予防を積極的に推進する必要があるというふうに考えております。

○林 修三君

先ほど申し上げましたように、健康寿命をどう伸ばすかは、財政とも大きな関わりがあると、今の答弁の中でございました。

そこで、健康寿命促進のための八街市の取り組み状況について、具体的にお伺いいたしま

す。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

誰もが健康で生き生きとした生活を送れることが理想ですが、一方で、今後、平均寿命の延伸が予想され、それに伴い、健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付が増大することとなります。疾病予防と健康増進、介護予防などにより、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、医療費の負担の軽減も期待できます。

そこで、八街市の健康寿命促進の取り組み状況といたしましては、運動習慣の徹底、食生活の改善などの生活習慣の改善を目的とした、健康教室、健康相談、生活習慣病予防講演会を、また疾病の早期発見を目的とした各種がん検診等を実施しております。

○林 修三君

いろんな取り組みをされているということを今伺いましたけれども、その努力に対しては大変感謝いたしますが、ご答弁の中で健康教室、健康相談、生活習慣病予防講習会とありましたが、これはどこで、どのように行われているのか、もう少し具体的に教えてください。

○市民部長（石川良道君）

まず、運動を取り入れた集団健康教育でございますが、これは平成26年度におきまして、肥満傾向のある人、要するにメタボ対策といいますか、そういうものとして、40歳から69歳の方の市民を対象にしまして、保健センター2階におきまして、全体では10回、そのうち2回は講義が含まれております。定員が15人で、内容としてはエアロビクスとかストレッチ、腹筋とか、そういう運動を含む内容でございますけれども、それによって腹囲をはかったり、あるいは体重をはかるというふうな中で、2カ月間で2キロの体重減少、やせましょうというふうな、そういうスローガンを持って、延べ人数で、先ほど定員15人と申し上げましたが、117人の参加がございました。

それから2つ目として、市立幼稚園の家庭教育学級の間をおかりいたしまして、がんに対する健康教育、それから高齢者への栄養教育等の随時健康教育、こちらを行っております。こちらにつきましては5回で、そのうち幼稚園が3回、それから消費者の会、あるいはゆいの会というんですか、そういう方々を対象にした教育を行っておりまして、そちらの延べ参加者が113人でございます。

それから、3つ目の大腸がん予防のための生活習慣病予防講演会でございますが、こちらについては総合保健福祉センターを会場としまして、1回ですが、59人の参加となっております。

4点目の骨密度測定と合わせての健康相談、まちの健康相談室ですが、こちらにつきましては3回、場所につきましては総合保健福祉センターとスポーツプラザと南部老人憩いの家ということで、こちらの参加者が116人でございます。

それから、5点目としまして、保健推進員による伝達講習会、こちらは総合保健福祉センターや地区の公民館などで行っておりますけれども、こちらは全体で23回、延べ参加者が569人となっております。

○林 修三君

大変、一生懸命に努力されていることはわかりましたけれども。

場所については総合保健福祉センターであるとか、幼稚園等の家庭教育学級であるとか、そういうお答えがありましたけれども、実際に健康寿命を延ばしていくための参加者というと、多分高齢者の方が多いのかなという気がいたします。

そこで、もっと広く、さっき南部老人憩いの家というお答えがありましたけれども、もっとあちこち、たくさん、広い地域に入って、健康増進を図っていけないものなのかどうか。その辺について、伺いたいします。

○市民部長（石川良道君）

保健推進員さんのご協力をいただきながら、伝達講習会というのを開催しております。やはり地域によって、例えば大東区のように非常に熱心に取り組まれているところもあれば、それほどでもないところもあって、地域差も多少あるのかなと思いますが、いろいろな行事に合わせた形での講習会なり、あるいはイベントに合わせた形での取り組みの強化につきましては、先ほど申し上げました保健推進員の方々のご協力を得ながら、さらに地域に入っていくように努力していきたいというふうに考えてございます。

○林 修三君

ぜひ、保健推進員等も含めて、各地域にはコミュニティセンター等があるわけですから、そういうところへ、広く地域へ入って、そこならば行ってみようというお年寄り、あるいはそういう人たちがいると思いますので、今後とも広くそういう地域に入って、健康増進のための機会を持ってほしいなというふうに思います。

それから、3番のことにつきまして、高齢者の人材活用につきましては、この後またちょっと触れていきたいと思いますので、先に4の食の改善運動推進について、今どのような取り組みがされているのかについて、お尋ねいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

食とは生きる上での基本でございまして、健康寿命の延伸に、食に関する教育は特に必要であることから、望ましい食習慣の実践として、乳幼児から高齢者までの幅広い年代に向けた、食に関する栄養指導を行っております。

乳幼児の栄養指導につきましては、乳児相談、健診において、離乳食の相談や指導を行っており、幼児期の健全な食習慣を築くために、子どもの食教室を開催しております。

また、中高年の栄養指導は、生活習慣病や低栄養を予防するための健康教育や、栄養相談を行っております。

さらに食の改善運動を各地域の方々に広げるため、市民の健康増進のために、地域住民と

行政とのパイプ役として活動している保健推進員によります栄養指導を実施しております。

○林 修三君

全国の平均寿命を見たときに、男女とも、続けてトップなのは長野県なんですね。かつて男女ともトップだった沖縄県が少し下がって、特に男性の平均寿命が下がってきているんですね、順位的に。この辺の状況はどのように捉えられておりますでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

長野県におきましては、ご承知のように県内各地で保健補導員による保健予防あるいは健康体操、食生活改善に関する栄養指導、そういうものを行って、減塩運動、それから野菜の摂取に取り組んでおりまして、その結果として平均寿命の延伸につながったものというふうに考えております。

本市につきましても、保健推進員が栄養、運動、子育て支援の各グループに分かれまして、伝達講習会を実施しているところでございますが、先ほど申し上げましたように、今後も保健推進員の協力をいただきながら、運動、それから栄養指導などの普及に努めていきたいというふうに考えております。

それから沖縄県との関係は、ちょっと私は存じ上げませんが、食生活習慣が欧米化したというか、そういう部分が関与しているようなお話は聞いたことがございます。

以上です。

○林 修三君

平均寿命あるいは健康寿命を延ばしていくには、医療体制の充実はもとより、やっぱり食の改善運動、これが大変キーポイントだと思うんです。寒い東北地方は、どうしても平均寿命が低い。これはしょっぱいものとか、濃い味のものが好きらしいですね、寒いところの方は。そういうことを考えますと、減塩運動とか、体にいい食べ物の推進を、これからどんどん運動していく必要性を感じます。

そこで、八街市民総ぐるみの運動を展開していく、そういった取り組みについて、私は必要だと思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

取り組みとしては、議員がおっしゃられたように、市民一人ひとりが運動を取り入れていくような生活をしていくというのが大変大事でございます。その中の1つに、ピーナッツ体操ですか、そういうものもございますので、社会体育とか、ほかの分野とも連携しながら、生活の中に運動を取り入れていくような生活習慣がさらに広まっていくように、努力していきたいというふうに考えております。

○林 修三君

先ほど答弁の中で、長野県では保健推進員の方々の活動があったということがございました。私も全くそのとおりで、やはり地域を挙げて、保健推進員の人たちが、とにかく全力で取り組むという体制が、長野県を長寿国にしたと捉えられると思うんです。

個人個人の対応も必要でありますけれども、市を挙げて、このことについては運動を展開

しようという総ぐるみの取り組みが必要だと思うんです。ですからぜひ、この辺のことについては市を挙げて取り組んでほしい。特に、先ほどの平均寿命のランクの中で下位の、要するにワーストの方に位置する県では、一生懸命に市あるいは県を挙げて食の改善、あるいは平均寿命を延ばすために取り組んでおられます。ぜひ八街も、そのことでは保健推進員とか、いろいろな方々に頑張ってもらって、八街が、あるいは千葉県が、平均寿命あるいは健康寿命が延びるように、頑張ってもらってことをお願いしたいと思います。

5番目に関連するのですが、昨日、北村市長から大変うれしいことが答弁の中にあったと、私は受けとめました。ニンジンのことです。市長が、とても栄養があり、体にいいものなのだとということで、これからも展開していきたいということを述べられていました。

ニンジンが、健康寿命あるいは平均寿命にとっても深く関わっているのかなという気がいたします。そこで、再度これを活用して、健康寿命、平均寿命を促進していくためのことについて、市長に重ねてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国では、生活習慣病などを予防し、健康な生活を維持するための野菜の摂取目標値に、野菜を1日350グラム以上食べることを掲げております。おいしくて健康的な野菜は、毎日の食卓に欠かせない食材であり、本市は季節ごとの新鮮な野菜が手に入りやすい環境にあります。特にニンジンは、落花生に並ぶ、八街市の二大作物であるとともに、ベータカロテンが豊富な、とても栄養価の高い野菜であります。

そこで、市の取り組みといたしまして、ニンジンを中心に使ったレシピを考案し、保健推進員を対象に研修を行い、保健推進員から、総合保健福祉センターや各地域で実施している伝達講習会におきまして、その地域の方々に広めることで、市民の健康寿命の促進に努めてまいります。

○林 修三君

今のお答えの中で、保健推進員の活動ということで、その中にレシピの啓発、伝達講習会等の答弁がありましたけれども、その状況、反応、市民の声などをお伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

本年度に実施いたしました保健推進員の栄養グループの活動は、野菜たっぷり1日350グラムを達成しようというテーマで、ニンジンを使用しまして、ニンジンを使った豆腐ハンバーグ、それからニンジンドレッシングのサラダ、それからニンジンポタージュスープなどを取り入れた伝達講習会を実施したところでございます。

市民からは、意識改革ができた、あるいは日々の生活に活かせるなどの好評、ご意見をいただいているところでございます。

今後もこのような取り組みを強化していけるように、努力してまいりたいというふうに考えております。

○林 修三君

逆に今度は高齢者の方々に、自分の孫だけではない、地域の中で三世代の触れ合いを広めていくためのそういった活動、そのことが、イコール、高齢者の方々に生きがいにつながる、そして平均寿命や健康寿命が延びる、そういった広い意味でつながっていくわけですので、ぜひ新しい人材データバンクみたいなものを作っていただいて、社会活動を高齢者の方々にどんどん進めていっていただければなということをお願いしたいと思います。

それでは次に、子どもたちの教育が振興する街づくりに入っていきたいと思いますが、教育を振興する街づくりを進めていくための八街市の教育戦略について、順次伺ってまいりますが、まず、11月の教育の日あるいは地域公開の実際について、どのようなものだったのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成22年4月1日、「やちまた教育の日」及び「やちまた教育の日月間」について、制定いたしました。その目的は、市民一人ひとりが教育に対する理解と関心を深め、学校、家庭、地域が連携し、望ましい教育環境を築くことにあります。

本年も11月に、市内3幼稚園と12の小・中学校において、地域公開が行われました。特色としましては、普通の授業公開のほかに、音楽集会や道徳教育の公開、携帯安全教室の実施など、今日的な内容の取り組みも見られました。学校によっては「教育の日」月間に複数回の公開日を設けるなど、年々その取り組みは充実しております。また、教育ミニ集会は中学校区ごとに小・中学生合同で開催され、4中学校区で500名以上の方がミニ集会に参加されました。

○林 修三君

それでは今の答弁の中にありました、中学校区ごとの教育ミニ集会の一例と、それから地域住民、保護者等の参加状況。全体で500名あったと聞きましたけれども、その辺のところを再度お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

まず初めの参加人数の方から、お答えさせていただきます。

まず、八街中学校が80名。八街中央中学校が258名。八街北中学校が70名。八街南中学校が100名。合計508名となっております。

具体的な例ということで、八街中央中学校を例に挙げさせていただきますと、幾つかのミニ集会での内容がございましたが、まず本年度、八街中央中学校は被災地の方に出かけておりますので、東北被災地の訪問報告会が生徒会によって行われました。

続きまして、合同で小・中学生の合唱の発表会がございました。

次に、講演会といたしまして、大先輩である植草歩さん、空手ですね、その方による夢の実現を目指してというお話と、途中で演武というんでしょうか、演技を入れながら、ありました。そしてドリームミーティングということで、児童・生徒が夢を語る場面、地域の方か

らいろんなご意見をいただくという場面を設けました。小・中学生の日々の学校生活を地域の方とともに共有する、そして希望を与え、これからも夢を持って学校は進んでいくということで、非常に私も感動した内容でございました。

以上でございます。

○林 修三君

教育ミニ集会につきましては、千葉県教育委員会が前から進めていた事業でございまして、今回それを八街の中では各中学校区で展開されたと。これの狙いは、地域の子どもは地域で育てるということで、保護者のみならず地域の人たちもその中に入って子どもたちの理解を図ることが狙いだと思いますけれども、ぜひこれからもそういう機会の拡充というか、そういう機会をさらに持っていて、そして中身も非常に濃いものを。八街中央中学校のお話を聞きますと、大変すばらしい中身だったと思いますので、ぜひこれからもそういったことの中身も充実していくミニ集会にして、さらに地域の人たちが、保護者のみならず地域の住民がたくさん集まれるような啓発をお願いしたいというふうに思います。

さて次に、皆さんにお配りした別紙、県の教育目標を示した教育大綱が10月29日に発表されましたが、県の教育大綱を受けて八街市の教育方針をどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

千葉県の教育大綱は、本年10月に定められました。各都道府県や市町村の多くは、教育振興基本計画をそのまま利用したり、若干の修正を加えて大綱としております。

千葉県の教育の振興に関する大綱は、教育振興基本計画とは違った切り口で、教育の根本的、普遍的な考え方について、全ての大人と子どもたちに向けたメッセージとして作成しております。

千葉県教育の基本方針として、未来を担う子どもたちに、強く美しく元気な心を育んでもらいたいという、千葉県からのメッセージで構成されています。具体的な施策の記述はなく、千葉県知事の願いの言葉となっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、本年4月から、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保し、総合教育会議の開催、大綱の制定等が義務付けられました。5月に初回の総合教育会議を開催し、市長と教育委員会が独立した立場であることを尊重しながら、教育、学術、文化の振興に関する大綱の策定をはじめ、重点的に講ずべき施策や、児童・生徒の緊急の場合の措置などについて、協議、調整を行っていくことを確認したところです。千葉県の教育に関する大綱の方針やメッセージは、八街市の教育基本理念、目指す姿、基本施策などとも共通の部分も相当ありますので、八街市教育の大綱の制定にあたっては、千葉県の基本方針を尊重したいと考えております。さらに、平成26年度に策定した八街市教育振興基本計画をもとに、本市の総合計画を加味した教育の目標を具体的に示した形で大綱を策定する方向で、現在、作業を進めており、平成28年3月には大綱を示す予定と

なっております。

○林 修三君

それでは、今の教育長の答弁の中から、さらに2つ、質問させていただきます。

1つは、今回の県の教育大綱の中に、全ての大人と子どもたちに向けたメッセージとして作成していると。子どもはよくわかりますが、全ての大人。それを受けて、八街市では大人の教育について、どのように考えて進めようとされるのか、お伺いします。

○教育次長（吉田一郎君）

それでは、答弁させていただきます。

ご質問の件ですけれども、教育振興基本計画の中で大人が関わってくることは、生涯学習やスポーツの振興、文化の創造と継承などが挙げられます。また、千葉県も八街市と同様ですが、学校、家庭、地域の連携を含め、地域社会全体で子どもたちを育成する体制づくりの推進が大きな取り組みの1つとなっております。大人の方々の教育力を向上させるためには、家庭、PTA、地域や学校のさまざまな活動を支えている人たちの連携協働の取り組みを充実、発展させることが大切なものだと思っております。

○林 修三君

県の教育大綱の中に大人ということをやっているのを、私なりに解釈するには、例えばいじめの問題、不登校の問題、いろいろ子どもをめぐって課題がありますが、そこに根差す家庭教育や地域の問題、大人の教育問題があるから、新しい取り組みをしてほしいということがあるのではないかと、私は思っています。ですから、家庭教育を含めて今までもやっではおられますけれども、今のままでは上向いていないんですね。ですから、新しい家庭教育の形とか、新しい大人のそういう取り組み、教育について、これから必要かなと思いますので、その辺のことを十分考えて取り組んでいってほしいなというふうに思います。

2つ目は、それと関連するのですが、平成28年3月に示す予定の八街市の大綱、これを策定されるようですけれども、どのような過程、プロセスを経て策定されるのか、お伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

教育長答弁でも一部触れておりましたけれども、平成26年度に作成しました八街市教育振興基本計画をもとに、大綱が策定される予定となっております。去る5月に開催しました第1回目の総合教育会議の中で、市長と教育委員会が方針を定めましたので、現在、教育振興基本計画を、策定中の総合計画に照らし合わせ、また最新のデータへの差しかえをするなどの作業を進めております。来年1月、2月頃に第2回の総合教育会議が開催される予定ですので、この会議で十分協議していただくこととなっております。

なお、教育振興基本計画の策定の際には、策定委員会の立ち上げ、数回にわたる協議、一般の方々へのパブリックコメントを実施しておりますので、大綱の策定につきましては、お示したような方法で策定されるような見込みでございます。

○林 修三君

ぜひ、この大綱を作るにあたっては、今の課題、これからの教育の方向性、そういったものを十分に議論に議論を重ねて、それを作っていくしてほしい。このことをお願いしたいと思います。

さて次に、3の八街市の教育戦略策定について。特に重点として、どのようなことについて取り組んでいかれるのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○教育長（加曽利佳信君）

答弁いたします。

大綱の策定にあたっては、八街市教育振興基本計画をもとに、市の総合計画の中で、本市教育の最重要課題である学力の向上、不登校、長欠対策を教育戦略として挙げておりますが、今後、小学校で教科化されます英語教育についても、新たに取り組むべき教育戦略として位置付け、総合計画の中に取り入れる計画です。

施設整備、備品や教材の充実のほか、人的配置の拡充による学習支援も重要であると考えておりますので、国の補助制度を活用できる教育戦略を策定してまいりたいと考えております。

○林 修三君

先ほど木村議員の方から英語教育について、ぜひ取り組んでほしいとありましたけど、もう一度、重ねて、英語教育について、今後どのように進めていくか、お伺いします。

○教育長（加曽利佳信君）

ご存じのように、小学校では2018年から3年生以上で英語活動が必修化され、2020年からは5、6年生で成績のつく教科となります。あわせて、中学校では英語で授業を行うことを基本とする、そういうふうに変化があります。

そこで、新しく始まる英語教育を通して、学ぶことの楽しさ、英語でコミュニケーションがとれる楽しさを通しての国際理解、国際感覚などを身に付けさせ、英語学力の向上を図りたいと考えております。

また、2つ目としまして、地域の人材を広く活用することで、市全体の教育振興、そして連携教育の活性化も狙いたいと考えております。

完全実施である2020年に遅れることのないように、英語教育に力を注ぎたいと考えております。

○林 修三君

この間、ある情報誌を見ていましたら、習い事をさせているお母さん、1千人に聞いたアンケートがありまして、これからどんな習い事をさせたいですかと。一番多いのは英語なんです。2番目が習字。3番目が水泳なんですね、体力づくりで。ですから、英語に対しては、かなり親の関心が高い。これから考えていったときに、オリンピックがあることもありますけれども、世界が1つになってきている現在、世界のどこで何が起こったか、すぐわかる時代ですから、やっぱり英語というのはかなり大事なことになってきます。ぜひ英語に力を入れていただきたいということで、あわせて、英語に力を入れることになってきますと、八街

市が進めている幼小中高連携教育がかなり重要なポイントを占めると思います。ぜひ幼小中高連携教育の中で、英語を中核にして進めていってほしい。

英語に限らないのですが、八街で教育の街づくりを進めていくにあたって、特に英語に力を入れてやっていくんだということを進めていくときに、教育委員会の中の組織、縦と横の関係が非常に極めて大事になってきますが、その辺についてはどう考えますか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

初めの英語教育を進める上での幼小中高連携の関係でございますけれども、今まで幼小中高連携は学習連携、生活連携、地域連携と、大きな3つの柱から連携教育をしていたわけでございます。今後ともたくましく生きる児童・生徒の育成のために、この方向性は変えずに教育していこうと思っております。

今後は、教育の街づくりという観点も含めて、連携教育の中で学習連携部の強化、中でも学力向上、そして英語教育の推進に力を入れてまいりたいと思います。そして、地域連携。中でも、地域の教育力向上のための事業の推進にも力を入れていきたいなと思ってございます。今後は、幼小中高連携教育推進協議会の中で研究することになると思います。

また、もう一つご質問のありました、教育委員会だけではなく、縦横の関係の強化という部分でございますけれども、教育の街づくりの中という観点から含めまして、教育委員会だけではなく、今後は、教育委員会、幼稚園、学校、市長部局と連携し、タイアップした事業を研究していかなければならないと考えております。教育委員会3課の連携はもちろんでございますけれども、対象の層が同じ事業などは、市長部局または社会福祉協議会、そして諸団体と連携、タイアップした活動をすることが重要ではないのかなと思ってございます。

また、縦というところとちょっとあれなんです、やっぱり総合教育計画の意義をしっかりと受けとめて、市長との密な意見交換や意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

○林 修三君

私が今回、教育問題の中で取り上げているのは、ぜひこれから、特に平成29年度に向けて、教育の街づくりを、八街市として、地方創生の中の一環として取り組んでいってほしい。ということは、国から交付金等の助成を仰ぎながら、八街の教育を進めていく、その中に英語をポイントとして取り組んでいく、そういった姿を作っていってほしいのです。そうしますと、教育委員会の中の縦横はもちろん、市役所の中の組織づくりも必要になってくるんですね。ぜひその辺を視野に入れて地方創生の中で教育分野は非常に欠けています、全国的に。経済とか産業とか農業とか、そういったものは出てきていますけれども、教育分野は非常に欠けています。ある意味では難しいかもしれませんが、逆を言うと、それがチャンスなんです。ぜひ、八街ではこういった教育の街づくりをしていくんだという構想を立てて、地方創生に手を挙げて、そういった形を整えていってほしいなど。市役所全体で取り組んでいく組織づくりも含めて、お願いしたいと思います。

それでは、次に八街市の農産物啓発についてに移らせていただきます。

八街市の農産物啓発策について、お尋ねいたします。よろしくお願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市の農産物啓発策につきましては、市内外で開催されるさまざまなイベント等に参加し、私自身のトップセールスを含めまして、スイカや落花生、ニンジンなどを中心に、PR活動を展開しているところでございます。

具体的な一例を申し上げますと、スイカにつきましては、東京都中央卸売市場大田市場におきまして、JA千葉みらい宇津木副組合長、山本県議、市議会経済建設常任委員の皆様方とともに、市場関係者に試食していただき、PR活動を行っております。また、市内の幼稚園児及び保護者などに対しましても試食会を行い、その模様を各種報道機関に取り上げていただいているところでございます。さらに、産業まつりにおきましては、6月にスイカを中心とした夏野菜共進会を、11月にニンジンを中心とした秋野菜につきましては農産物共進会を開催し、展示即売会や、各生産者団体による野菜の販売、無料配布等により、八街市民をはじめ、近隣市町村からも来場していただいた、たくさんの方々に、広く地元農産物のPRができ、あわせて消費拡大も図られているものと考えております。

また、本市特産品を使いました、ご当地グルメアイデア料理コンテストを開催しております。今年度におきましてもプロの部、高校生の部を追加して、産業まつり会場にて最優秀賞作品の表彰や展示、試食会を行ったところでございます。特に本年は、全国有数のショウガの産地であることから、八街商工会議所が商品開発した、八街ショウガジンジャーエールのボトリングが初お目見えということで、開会式におきまして、多くの国会議員の先生方をはじめ、たくさんのご来賓の方々をお迎えして、この八街ショウガジンジャーエールで乾杯を行ったところでございます。

特産品として知名度のある落花生につきましては、秋には毎年のように、新聞やテレビ、ラジオなど、各種メディアに取り上げていただいているところでございます。また、安倍総理や森田知事などへ表敬訪問し、本市特産品のPRも行っているところでございます。

また、毎年行われている千葉のおかみさんの会に私も出席しております。落花生を含む八街産の野菜のPRを兼ねた挨拶も行っております。

さらに、11月21日から12月19日までの1カ月間の期間限定で、東京都丸ノ内で行われている千葉県アンテナショップへ、本市は12月16日に来店し、落花生及びニンジンジュースの試食、販売などを行う予定となっております。

今後におきましても、さまざまな手法により、本市農産物の啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

○林 修三君

ありがとうございます。八街農産物の啓発については大変ご努力されているとのことで、敬意を表したいと思います。今後もそれぐらい力を入れてほしいのですけれども。

過日、今の答弁の中にありました、ご当地グルメアイデア料理コンテスト、今年は産業ま

つりで表彰したり、レシピを出したりして、大変効果的だったと思います。これまで数回、アイデア料理コンテストは行われてきたわけですが、アイデア料理の中でも大変優れたものがあるわけですので、ぜひこれを民間あるいは商店街、いろんな形の中で商品開発していけないのかな、そうするともっと進むのかなと。例えば勝浦市の担々麺のように、市民、民間の人たちが立ち上がって、実行委員会の中で推奨し、果てはグランプリで優勝するようなどころまで持っていつているわけですがけれども、ぜひそのようなことを。あれだけにとどめないで、もっと先へ進む方策というか、そういうものを今後考えていただければなというふうに思います。

答弁の中で、八街ショウガジンジャーエール協議会と。大変おいしいと。私もおいしいなと思っていますけれども。今後はどうなるのでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

ジンジャーエールの今後でございますが、八街商工会議所飲食部会で今年度発売した、販売したジンジャーエールにつきましては、県の補助を受けてボトリングしたものでございます。補助の期間が1年間の限定であるため、次年度以降も継続できるよう、商工会議所内において現在検討、協議していると伺っております。このため、次年度以降の支援につきましては、商工会議所の方針が決定次第、市の方に要請があった時点で、できる限り、市としましても支援してまいりたいと考えております。

○林 修三君

せっかくいいものを商品開発したわけですから、仮に、例えば商工会議所で、もうこれで十分だ、終わりだということになったとしても、私は逆に市が動いて、それをもっと広める、そういった活動に持っていくべきだと思うんです。先ほど、午前中の鈴木広美議員が言いました「市」の開催についても、2年たちましたけれども、この先どうなっていくんだろう、先細りしていくのかな、そういう心配があったときに、市が、あるいは商工課が十分にこれを広めていくんだという、そういった意欲を見せて取り組んでいくべきだと思います。ですからジンジャーエールについても全くそのとおりで、せっかくいいものを作ったわけですから、これを売りにしていかなきゃいけませんね。ぜひ攻めていってほしいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなって来ましたが、最後に。大分、皆さん、今日は疲れていますから、もうちょっと。ふるさと納税に触れないと、ちょっとまずいかなと思いますので。

昨日の答弁の中で、ふるさと納税は1.8倍に増えたということがありました。ふるさと納税が1.8倍に増えていつている状況、この辺の要因は何だとお考えですか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問5、服部議員にも答弁したとおりでございますが、本年度の落花生の郷やちまた応援寄附金につきましては、総務省のふるさと納税制度の拡充の効果もございまして、本市におきましても、寄附の件数は大幅に増えております。

平成27年10月末現在の状況を申し上げますと、申込件数294件、受領金額は約316万円となっております。現在、落花生の郷やちまた応援寄附金に寄附をしていただいた方へは、落花生やお茶、スイカやニンジンジュースなどの本市の特産品をお礼としてお送りしております。

今年度、八街商工会議所のご協力により、新たに、やちまた誉、あるいは落花生を使用したお菓子、4品目を加えたところでございます。さらに11月からは、八街商工会議所の飲食業部会が開発し、市内の飲食店が季節限定で提供していた八街産ショウガを使用したジンジャーエールが、このたびボトルタイプとして商品化されましたので、お礼の品として加えることができたところでございます。

今後も、より多くの方々から応援していただけるよう、本市の魅力あるさまざまな特産品等を取り入れてまいりたいと考えておりますので、八街産の農産物なども、関係団体等にご協力いただき、ふるさと納税のお礼の品として、加えてまいりたいと考えております。

○林 修三君

現在、14種類がお礼として挙がっているようですが、今後もいろんなものをその中に検討され、加工食品等も含めて、お礼の品に含んでほしいなというふうに思います。

最後に、ふるさと納税された方に市長さんから添え書きが送られていると、昨日、答弁がありました。今後もさらにその方々にお礼の手紙、あるいはイベントのチラシ等を案内すると同時に、昨日、市長から、観光農園を体験された東京の利用者からの感謝のメッセージ、手紙があったということで、読んでいただきました。私はすごく感動いたしました。ああいう方々がいるわけですから、ぜひふるさと納税の方を観光農園にお誘いして、今度は自分で作ってみるという体験に誘う。これもPR、啓発の1つかと思いますので、そういうことも含めたアフターというか、その辺のことを、ふるさと納税の中でこれからも進めていっていただきたいなということを願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。10分後に議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 4時35分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問